


第4編

計画を推進するために （行革プラン2023）



第1章 行革プラン2023の概要

第2章 行革プラン2023の取組

第3章 行革プラン2023の関連資料

第1章 行革プラン2023の概要

第1節 位置付け

第1編から第3編までにおいては、調布市基本計画の全体像のほか、施策の体系を整理するとともに、各施策の方向や基本的取組と併せて、基本計画事業を示しました。

第4編では、調布市基本計画の分野別計画に位置付ける各施策・事業を着実に推進していくため、市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」と「効果的・効率的な行財政運営」を踏まえ、調布市基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢である「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を柱とする、調布市における行政改革の具体的な取組である行革プラン2023を示します。

行革プラン2023においては、これまでの行政改革の取組と同様に、限りある経営資源を効果的・効率的に最大限活用する中で、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことを目指します。

第2節 策定の背景

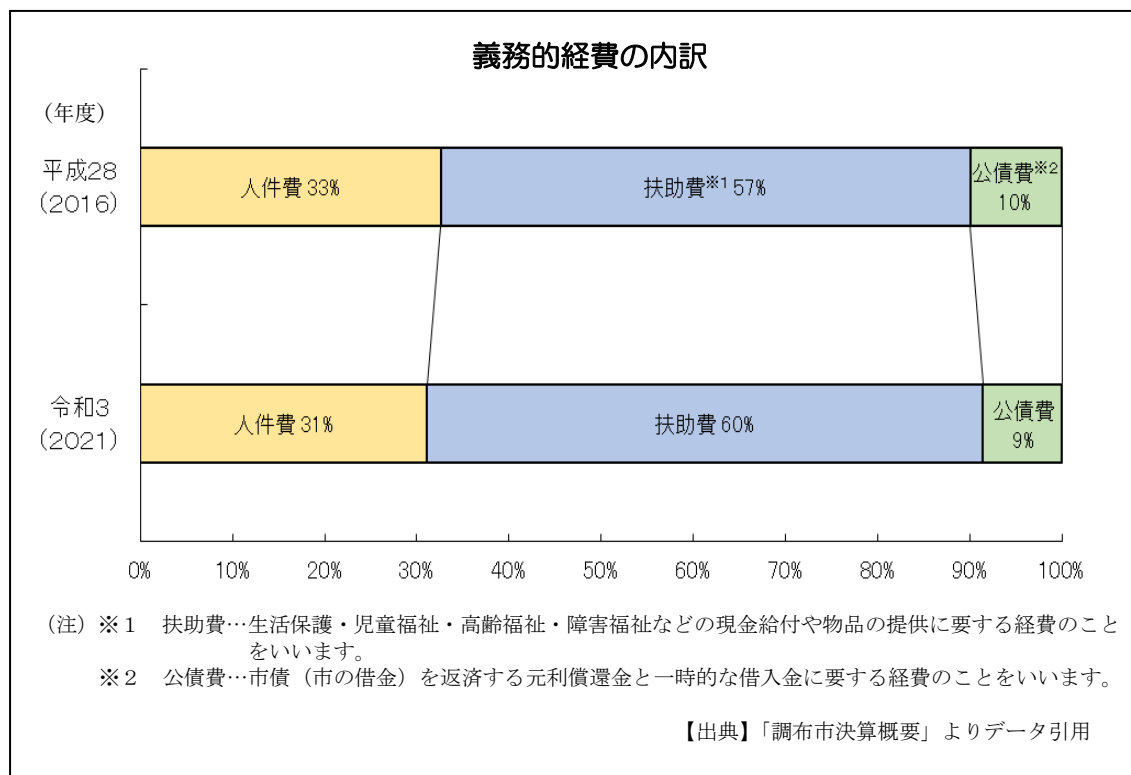
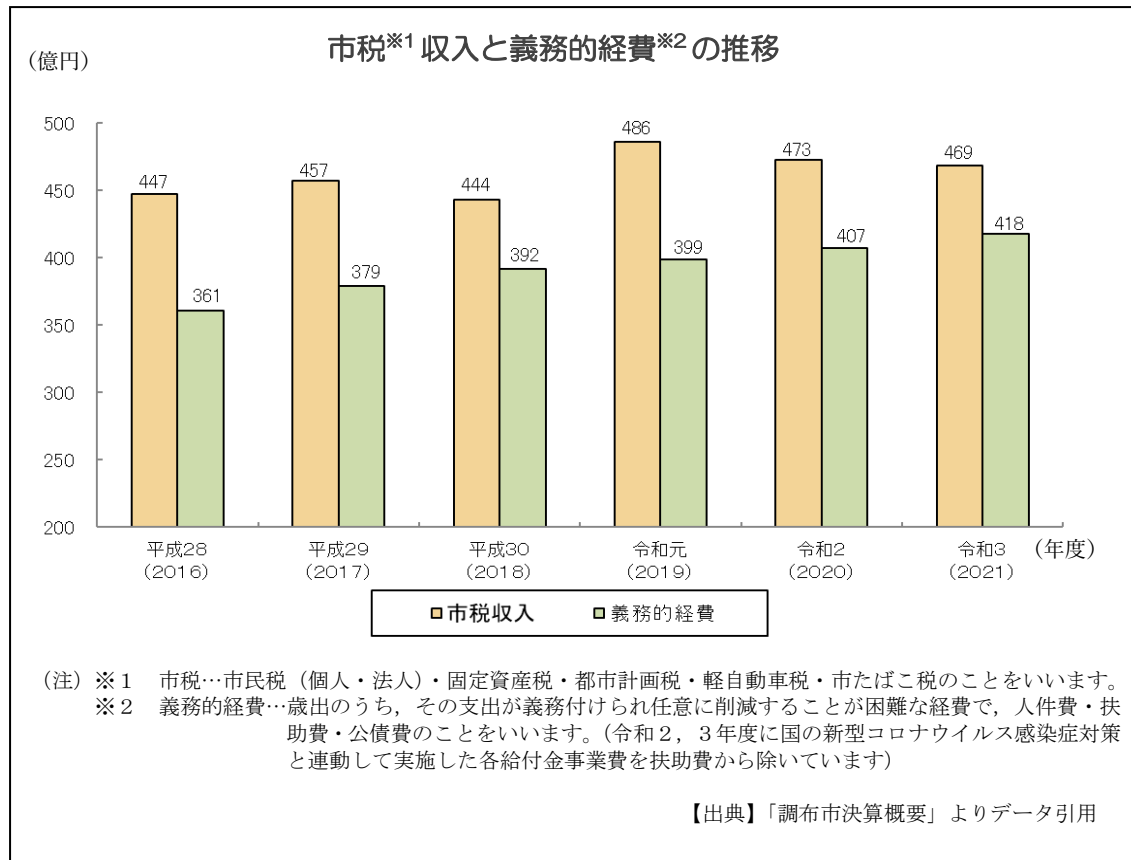
調布市では、平成6年8月からの「調布市行財政改革指針」（第1次、第2次）や平成13年4月からの「調布市行財政改革アクションプラン」（第1次～第4次）、さらには、平成25年4月からの「行革プラン」（2013、2015、2019）に基づき、継続的に行政改革に取り組んできました。

その中においては、参加と協働の仕組みづくりや市政に対する信頼性の確保、人材の確保・育成などの「質的な改革」と、事務事業の見直し、民間活力の活用によるコスト縮減、歳入の確保などの「量的な改革」に関する取組を推進し、一定の成果につなげてきました。

これまでの主な取組	
<p>市民参加と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例の制定 ◆調布市パブリック・コメント手続条例の制定 ◆調布市審議会等の会議の公開に関する条例の制定 ◆様々な手法を活用した市政情報の提供（ツイッター、インスタグラム、LINE等） 	<p>人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆チューター制度の導入 ◆昇任試験制度の見直し（受験資格、試験内容） ◆目標管理型人事評価制度の導入 ◆新たな分野での特定任期付職員の活用
<p>事務の簡素化・効率化、民間活力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共料金一括支払システムの導入 ◆AI、RPA及びペーパーレス会議システムの導入 ◆公立保育園における公私連携型保育所制度の活用 ◆せんがわ劇場における指定管理者制度の導入 	<p>歳入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆クラウドファンディング、広告料収入等による財源確保（公民連携による歳出の抑制を含む） ◆市税及び国民健康保険税収率の維持・向上 ◆普通財産の貸付・売払い、赤道・水路の売払い

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

市政を取り巻く状況として、今後も、市税収入をはじめとした一般財源の大幅な伸びは期待できないことが予測されます。その一方で、社会保障関係経費や公共施設マネジメントの取組、都市基盤整備に係る経費など、様々な財政需要が見込まれます。こうした厳しい環境の中にあっても、調布市基本計画に位置付けた各施策・事業の着実な推進を図っていかねばなりません。



第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

他方、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として加速したデジタル化の進展や在宅勤務型テレワークをはじめとした働き方改革の推進等に伴う社会状況の変化に、迅速・適切に対応することが求められています。加えて、激甚化・頻発化する自然災害や新たな感染症への対応が必要になるなど、先行き不透明で将来の予測が困難な時代を乗り越えていかなければなりません。

こうした状況の中で、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくためには、あらゆる角度から「歳入の確保」や「経常経費の縮減」等に継続して取り組むとともに、今後は、デジタル技術や各種データの積極的な利活用による市民サービスや業務効率の向上に資する取組の検討・実践のほか、時間外勤務の縮減や多様な働き方の推進など、職員の働き方改革を一層進めていく必要があります。また、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化・広域化に対応していくためには、市行政だけでは対応には限界があるため、他自治体との連携や、産学官の連携による取組の推進が重要になります。

その他にも、将来的に見込まれる大幅な人口構造の変化のほか、インフラを含む公共施設の管理運営や、改修・更新に係るコスト、財政負担の平準化など、市における公共施設全体を取り巻く課題に対応していくため、調布市公共施設等総合管理計画等に基づく、長期的な視点による公共施設等マネジメントの取組を推進していく必要があります。また、ファシリティマネジメント*の視点からも公共資産の最適な活用を追求し、限られた経営資源の効果的・効率的な運用を図る必要があります。

これらのことを踏まえ、市は、調布市基本構想第4章「まちの将来像の実現に向けて」に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を具現化するための取組として、第4編において行革プラン2023を示し、不断の行政改革に取り組んでいきます。

※ ファシリティマネジメント…土地・建物だけでなく構築物や設備その他の資産を、従来の管財・営繕的な視点だけではなく、経営にとって最適な状態で、保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動のこと

第3節 策定の視点

行革プラン2023では、令和元年度から4年度までを計画期間とした行革プラン2019における体系や個別プランを発展的に継承します。また、具体的な取組となる個別プランは、行革プラン2019に位置付けた各プランの進捗状況や取組課題のほか、行革プラン2019の策定後における社会状況の変化や国・東京都における取組の動向を踏まえて、必要な見直しや新たな取組の検討、実践を進めます。あわせて、計画期間中における一般財源や様々な財政需要の見通しを踏まえた中で、調布市基本計画に位置付ける各施策・事業の着実な推進のほか、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化・広域化、デジタル化の進展による社会状況の変化に対応していくため、「共創のまちづくり・広域連携の推進」、「デジタル化の推進」、「公共施設・インフラマネジメントの推進」の3つを重要な視点として捉え、これまで以上に取り組みます。

また、これまでと同様に、限りある経営資源を効果的・効率的に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していく観点から、デジタル化や人材の確保・育成などの「質的な改革」と、事務事業の見直し、民間活力の活用によるコスト縮減などの「量的な改革」を両立させながら、「最少の経費で最大の効果」を目指していきます。

その他、社会状況の変化や地方分権に伴う国・東京都からの権限移譲のほか、市民ニーズの多様化などにより、市行政に対する需要は依然として増加傾向にあることを踏まえると、従来どおりのやり方では、十分に対応することは難しいため、行政の役割や行政運営の仕組みを見直すとともに、様々な市民サービスの提供においては、スクラップ・アンド・ビルドやサービスの内容・水準の見直しも含めた視点を持ちながら、改革、改善に取り組む必要があります。

行革プラン2023における取組のポイント（3つの重要な視点）

共創のまちづくり・広域連携の推進

市における社会的課題の解決に向け、企業や大学等が有する知見や特性を生かした連携・協働の取組を推進するほか、広域的な行政課題の増加等に対応していくため、他自治体との連携・交流を促進します。

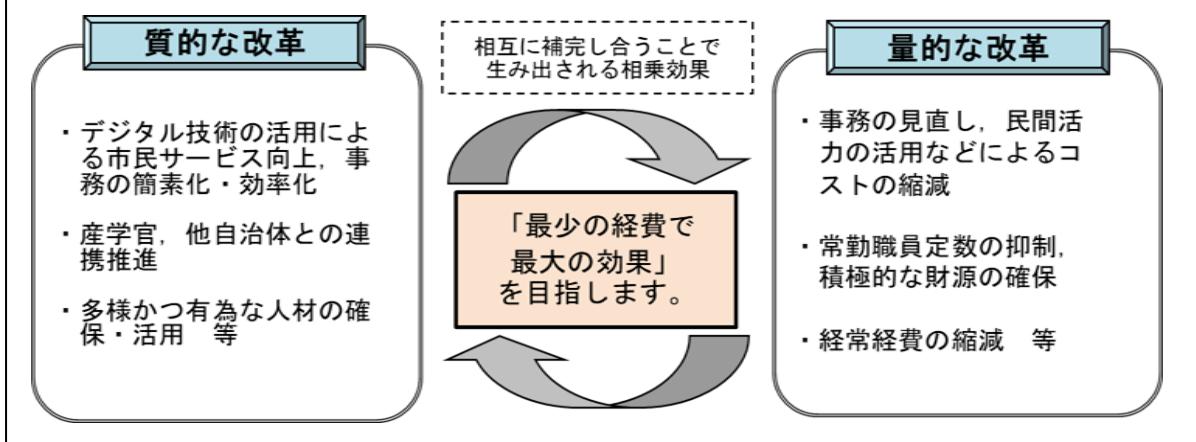
デジタル化の推進

情報セキュリティに留意しながら、デジタル技術や各種データを積極的に利活用し、市民の利便性を向上させるとともに、事務の簡素化・効率化を図り、人的資源を効率的に活用することで市民サービスの更なる向上につなげていきます。あわせて、働き方改革による業務の生産性向上に取り組みます。

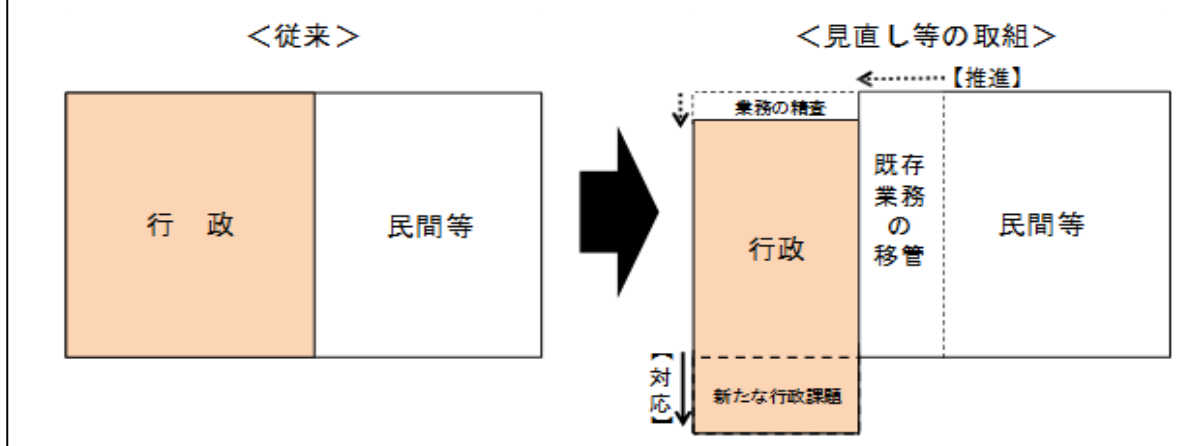
公共施設・インフラマネジメントの推進

市が保有する公共施設及びインフラの老朽化に対応し、長期にわたり安心して利用できるよう、民間活力の活用を検討するなど、市民サービスとコストの最適化を図りつつ、計画的な維持保全・更新に取り組みます。

「質的な改革」と「量的な改革」の両立



行政の役割の見直しと新たな課題への対応



「デジタル化の推進」の視点に基づく取組

行革プラン2023では、各プランの取組に当たっての3つの重要な視点の1つに「デジタル化の推進」を掲げています。「デジタル化の推進」は、行革プラン2023の6つの方針（後述）を横断する重要なテーマになります。このページでは、「デジタル化の推進」の視点に基づく個別の取組についてまとめています。なお、詳細の年度別計画については、後述の「第2章 行革プラン2023の取組」を御参照ください。

方針1 共創のまちづくりの実践

○プラン2 多様な主体との連携による共創の推進

- ・データの利活用をはじめ、産学官民と連携した調布スマートシティ協議会による地域課題の解決に向けた取組
- ・デジタル技術を活用した市民との協働（シビックテック）の取組
- ・地域情報化の取組を踏まえた多様な主体との連携による地域社会のデジタル化に資する取組の推進

○プラン3 市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進

- ・地域コミュニティサイトを活用した効果的な情報発信

○プラン5 積極的な市政情報の発信

- ・市ホームページのリニューアルによる効果的な情報発信、機能向上

○プラン6 適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進

- ・公文書のデジタル化（文書管理システムによる公文書の作成・保存・公開の推進、電子決裁の推進等）
- ・オープンデータの充実に向けた取組の推進



方針2 行政のデジタル化推進

○プラン7 行政手続のデジタル化、電子申請サービスの拡充に向けた取組の推進

- ・窓口に行かなくても手続が可能なサービス（各種手続や証明書発行等）の拡充による「どこでも市役所」の実現に向けた取組推進（どこでも確実にサービスが届くための環境構築）
- ・マイナンバーを活用した行政サービス（びったりサービスの活用、諸証明のコンビニ交付等）、事務の簡素化・効率化の推進

○プラン8 デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進

- ・システム標準化・共通化への対応（標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行・運用）による円滑な市役所業務が遂行できる環境の構築
- ・AIやICT等の先進技術の積極的な活用による事務の簡素化・効率化の取組
- ・情報セキュリティ対策の強化
- ・テレワークの推進による事務の効率化
- ・事務の効率化を踏まえた庁内の環境整備（機器モバイル化等）の検討・実施

方針3 効率的な組織体制の整備

○プラン11 市庁舎の窓口手続のワンストップ化

- ・行政のデジタル化や庁舎のフロアレイアウト見直しと連動した窓口のワンストップ化に向けた検討

○プラン17 他自治体との連携によるサービス向上

- ・多摩川流域エリアにおける自治体と連携した情報発信や地域の魅力発信

行革プラン

「デジタル化の推進」

手段としての
デジタル技術の活用



調布市デジタル化総合戦略

デジタルの活用で一人ひとりの幸せを実現させる地域社会の実現のために

調布市では、基本構想で掲げたまちの将来像の実現のため、基本計画（分野別計画・行革プラン）に位置付けた各取組に対するデジタル技術の活用方針を示した「調布市デジタル化総合戦略」を策定しています。

また、「調布市デジタル化総合戦略」は、官民データ活用推進基本法やデジタル社会の実現に向けた重点計画の考え（「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」）を踏まえ、市としてのデジタル化の方向や考え方を示すものでもあります。

行革プラン2023では、「調布市デジタル化総合戦略」と整合を図りつつ、当戦略の「3つの視点」からなる「6つの目標」の実現に向けた具体的な取組も位置付けています。

方針4 人材の確保・育成

○プラン21 人材の確保と育成の推進

- ・デジタル人材の確保・育成（専門的人材の確保、職員への研修実施等）

○プラン23 働き方改革による生産性の向上と全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備

- ・働き方改革による業務の生産性の向上に向けた在宅勤務型テレワーク制度の活用

方針5 計画行政の推進

○プラン28 市税・国民健康保険税収納率の維持・向上

- ・キャッシュレス収納を活用した、納付機会の拡大や利便性の向上

○プラン29 国民健康保険事業の健全化

- ・レセプト点検におけるAI・RPAの活用による事務の効率化

方針6 公共資産の有効活用・最適化 (ファシリティマネジメント)

○プラン37 スポーツ施設の効率的かつ効果的な維持管理・運営

- ・施設管理におけるデジタル技術の活用検討

6つの目標

・市民の利便性向上

マイナンバーカードの活用を中心とした「どこでも市役所」の実現

・業務の効率化

主要20業務の基幹システムの標準化・ガバナメントクラウド

・デジタル（IT）人材育成

デジタルツールを使いこなせる人材の育成・確保

・安全・安心の確保

情報セキュリティ・リテラシーの確保、防災など市民生活分野のデジタル化

・データの利活用

誰もが必要な時に必要な情報を活用できる地域社会（活用分野：ヘルスケア、モビリティ（Ma a S）、脱炭素等）

・デジタルデバインド対策

デジタル機器・サービスに慣れていない方への対応・サービスデザイン思考の習得・実践

3つの視点



市民サービスのデジタル化

行政内部のデジタル化

地域社会のデジタル化

↑
整合

2023

の視点に基づく取組

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

なお、行革プラン2023においても、引き続き、平成25年4月に施行した「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」を具現化するための取組を位置付けており、参加と協働をより一層高める取組や市政運営の効率化に資する取組を推進していきます。

調布市自治の理念と 市政運営に関する基本条例		行革プラン2023	
条項	項目	プラン番号	プラン名
第8条	情報公開	プラン5	積極的な市政情報の発信
		プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進
第9条	参加と協働の推進	プラン1	市民参加と協働の推進
		プラン2	多様な主体との連携による共創の推進
第10条	コミュニティへの支援	プラン1	市民参加と協働の推進【再掲】
		プラン2	多様な主体との連携による共創の推進【再掲】
		プラン3	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進
		プラン4	ふれあいの家の管理・運営方法の検討
第11条	政策法務	プラン22	政策法務能力の向上
第13条	財政	プラン24	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営
		プラン25	財政規律ガイドラインに基づく財政運営
		プラン29	国民健康保険事業の健全化
		プラン31	インフラマネジメントの推進
第14条	行政評価	プラン24	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営【再掲】
		プラン26	事務事業等の見直し、改善による経常経費の縮減
第15条	組織	プラン9	組織体制の整備
第16条	危機管理	プラン17	他自治体との連携によるサービス向上
		プラン18	自然災害における災害対応能力の向上
		プラン19	感染症への対応能力の向上
第17条	職員	プラン21	人材の確保と育成の推進
第19条	他の地方自治体、 国等との連携及び協力	プラン17	他自治体との連携によるサービス向上【再掲】
		プラン18	自然災害における災害対応能力の向上【再掲】

第4節 計画期間及び体系

行革プラン2023の計画期間は、調布市基本計画において、分野別計画などと一体的に示している計画であることを踏まえ、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間としています。

計画期間									
年度	和暦 (西暦)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
基本構想	基本構想（令和4年12月議決・策定）								
基本計画	前期基本計画					後期基本計画			
	行革プラン2023					次期行革プラン			

また、その体系は、行革プラン2019と同様に、調布市基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けた、まちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢「市民が主役のまちづくり」、「市民のための市役所づくり」、「計画的な行政の推進」を柱として、6つの方針とそれらに連なる個別プラン（37プラン）で構成しています。

計画の体系	
3つの柱・6つの方針・37のプラン	
<第1の柱> 市民が主役のまちづくり	
方針1	共創のまちづくりの実践（6プラン）
<第2の柱> 市民のための市役所づくり	
方針2	行政のデジタル化推進（4プラン） ※再掲プラン（2プラン）含む
方針3	効率的な組織体制の整備（14プラン） ※再掲プラン（2プラン）含む
方針4	人材の確保・育成（4プラン） ※再掲プラン（1プラン）含む
<第3の柱> 計画的な行政の推進	
方針5	計画行政の推進（6プラン）
方針6	公共資産の有効活用・最適化（ファシリティマネジメント）（8プラン）

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

なお、6つの方針である「共創のまちづくりの実践」、「行政のデジタル化推進」、「効率的な組織体制の整備」、「人材の確保・育成」、「計画行政の推進」、「公共資産の有効活用・最適化（ファシリティマネジメント）」においては、それぞれ以下の視点に基づいて、個別プランを位置付けています。

方針1 共創のまちづくりの実践

新型コロナウイルスの感染拡大等に伴う社会状況の変化により、これまで実践を重ねてきた市民参加と協働について、コロナ禍の中でも幅広い市民の意見の把握に努めるなど、更なる創意工夫が求められています。また、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化に対応するため、これまでの幅広い市民参加と協働のまちづくりを更に発展させ、NPO・企業・大学等の多様な主体とともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創のまちづくりの必要性が今まで以上に高まっています。

そのため、産学官民それぞれの知見やノウハウを生かして市における社会的課題の解決を目的に活動する「調布スマートシティ協議会」での取組をはじめ、多様な主体との連携による地域社会のデジタル化や市民サービスの向上に資する取組を推進していきます。

加えて、共創のまちづくりの推進のための環境整備として、市民活動・地域コミュニティ活動の更なる活性化に向けた取組と併せて、積極的な市政情報の発信やオープンデータ[※]の充実を図ることにより市民との情報共有を推進していきます。

※オープンデータ…行政が保有しているデータを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールにより公開すること

方針2 行政のデジタル化推進

国から示された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、デジタル技術や各種データを積極的に利活用し、市民の利便性を向上させるとともに、事務の簡素化・効率化を図ることで、人的資源を市民サービスの更なる向上に活用していくことが求められています。

とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として加速したデジタル化の進展に伴う行政手続のオンライン化や非対面式での行政サービスの提供などに、迅速かつ的確に対応する必要があります。また、行政内部のデジタル化についても、AI^{※1}やICT^{※2}等のデジタル技術の積極的な活用を念頭に、BPR^{※3}の手法を用いた業務改善の取組を推進していく必要があります。

そのため、行革プラン2023では、市のデジタル化に対する考え方を示した「調布市デジタル化総合戦略」にて掲げる、「どこでも市役所」や「基幹システムの標準化」などの具体的な取組を位置付け、行政のデジタル化を着実に推進していきます。

なお、これらの推進に当たっては、情報セキュリティ対策や、デジタルデバイド対策に十分留意しながら、取り組む必要があります。

※1 AI（Artificial Intelligence）…人工知能のこと

※2 ICT（Information and Communication Technology）…情報通信技術のこと

※3 BPR（Business Process Re-engineering）…現行の業務プロセス全体の抜本的な見直しと再構築を行うこと

方針3 効率的な組織体制の整備

市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化、デジタル化の進展等による社会状況の変化に適切に対応し、質の高い市民サービスを効果的・効率的かつ持続的に提供していくため、常勤職員定数の抑制を基本としつつも、必要な部署には必要な人員の確保に努める中で、簡素で効率的な組織体制整備を図ります。組織横断的に取り組むべき課題は、アジャイル手法^{*1}の活用も検討し、庁内の連携を推進していきます。加えて、市民サービスの向上の観点から、市庁舎の窓口手続のワンストップ化に向けた取組を推進します。

また、業務の適正な履行の確保や費用対効果に留意しつつ、民間活力の活用を幅広く検討し、市の監理団体等の活用も含め、市民サービスの提供主体の見直しに取り組んでいきます。あわせて、市民の生活圏の拡大に伴う市民サービスの向上や防災・減災などの広域的な行政課題に、より効果的に対応するため、他自治体と連携した取組を進めるとともに、多摩地域の振興に資する観点から、多摩川流域自治体との連携をはじめとする広域連携を深めていきます。

また、日常業務における不適切な事案の発生防止などに関する取組と併せて、激甚化・頻発化する自然災害や新たな感染症への対応等も含めた様々な業務上のリスク^{*2}への対応に関する取組を推進していきます。

^{*1} アジャイル手法…企画から構築の各段階で、試行と修正をスピーディーに繰り返しながら、より使いやすく効果的なシステム・サービスを作り上げる手法のこと。

^{*2} 業務上のリスク…組織目的の達成を阻害する事務上の要因（法令違反、不適正な会計処理、情報漏えいなど）のこと

方針4 人材の確保・育成

多様化・複雑化する行政課題に適切に対応していくには、急速な時代の変化にも迅速かつ的確に取り組むことができる人材の確保・育成を推進する必要があります。

そのため、多様かつ有為な人材の確保に向け、採用手法の見直し、創意工夫に取り組むほか、人事・研修制度の適切な運用や改善等を図ります。あわせて、デジタル人材等の専門的な知識や経験を有する人材の確保・育成に取り組みます。

また、女性の視点をより市政に生かしていくため、キャリア形成支援をはじめ様々な取組を通じ、一層の女性職員の活躍を推進していきます。

加えて、働き方改革による業務の生産性向上に取り組むとともに、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、全ての職員が安心して働き続けられ、多様な人材が個性と能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを推進します。

方針5 計画行政の推進

効果的・効率的な市政経営を推進するために、「選択と集中」を図りながら、PDCAマネジメントサイクルにより、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、計画・行革・予算が一体となった行財政運営を推進する必要があります。

また、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、市税等の適切な収納事務の推進と併せて、クラウドファンディング等を活用した寄附や、効率的な基金運用による積極的な財源確保などに努めるほか、事務事業等の見直し、改革・改善の取組を通じた経常経費の縮減など、引き続き、財政の健全性維持に取り組みます。

さらには、国保財政健全化計画に基づく計画的な国保税率の改定等を行うことで、国民健康保険事業の健全化を図ります。

方針6 公共資産の有効活用・最適化（ファシリティマネジメント）

老朽化が進行している公共施設やインフラについては、適切な維持保全と併せて、老朽化対策や長寿命化対応をはじめ、施設の床面積の総量抑制やライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、民間活力の活用などの視点も含めて、今後の維持管理・運営の在り方等に関する考え方について多角的に検討を進める必要があります。

公共施設を含む市が保有する資産については、ファシリティマネジメントの視点から、最適な活用方法を見出し、公共資産の有効な活用方法を追求していく必要があります。

そのため、調布市公共施設等総合管理計画及び令和4年度策定の調布市公共施設マネジメント計画に基づく取組の着実な推進を図るほか、インフラマネジメントの取組の一環として、包括的民間委託の導入を検討、推進するとともに、下水道事業については、調布市下水道ビジョンに基づき、持続可能な下水道事業経営を目指します。さらには、市が保有する財産の有効活用及び最適化を図ることにより、財源の確保等にもつなげていきます。

また、多様化するスポーツ活動に対するニーズや各スポーツ施設を取り巻く課題を踏まえ、施設管理におけるより効果的かつ効率的な維持管理・運営の検討に取り組みます。

第5節 推進体制

行革プラン2023では、37の個別プランを位置付け、具体的な取組内容を年度別計画として示します。その推進に当たっては、各個別プランの所管部署・関係部署間の連携を図る中で、取組状況や課題等の把握に努め、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を推進します。

また、各個別プランにおける取組の着実な推進につなげるため、庁内における行政経営会議のほか、行政外部の広範な視点から意見聴取を行います。さらに、毎年度の取組実績や成果等については、市民に分かりやすく公表します。

なお、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行う中で、進捗状況や市政を取り巻く社会状況の変化等に応じ、柔軟に取組の見直し等を行っていきます。

参考 個別プランの体系

第1の柱 市民が主役のまちづくり

【方針1】 共創のまちづくりの実践

基本的取組1-1 参加と協働による共創のまちづくりの推進

プラン1	市民参加と協働の推進	
プラン2	多様な主体との連携による共創の推進	新規

基本的取組1-2 共創の推進のための環境整備

プラン3	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進
プラン4	ふれあいの家の管理・運営方法の検討

基本的取組1-3 市政情報の積極的な提供

プラン5	積極的な市政情報の発信
プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進

第2の柱 市民のための市役所づくり

【方針2】 行政のデジタル化推進

基本的取組2-1 デジタル化による行政手続における利便性の向上

プラン7	行政手続のデジタル化、電子申請サービスの拡充に向けた取組の推進	新規
プラン5	積極的な市政情報の発信 【再掲】	
プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進 【再掲】	

基本的取組2-2 デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化

プラン8	デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進	
------	---------------------------	--

【方針3】 効率的な組織体制の整備

基本的取組3-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

プラン9	組織体制の整備	
プラン10	監理団体等の活用・連携の強化	
プラン11	市庁舎の窓口手続のワンストップ化	新規

基本的取組3-2 市民サービス提供主体の見直し

プラン12	民間活力の活用	
プラン13	公立保育園における民間活力の活用	
プラン14	児童館における民間活力の活用	
プラン15	学校給食調理業務等における民間活力の活用	
プラン16	指定管理者制度の活用	
プラン17	他自治体との連携によるサービス向上	新規

基本的取組3-3 市民に信頼される市政の推進

プラン18	自然災害における災害対応能力の向上	
プラン19	感染症への対応能力の向上	
プラン20	業務上のリスクへの対応	
プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進【再掲】	
プラン8	デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進【再掲】	

【方針4】 人材の確保・育成

基本的取組4-1 人材の確保・育成と意欲の向上

プラン21	人材の確保と育成の推進	
プラン22	政策法務能力の向上	

基本的取組4-2 全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくり

プラン23	働き方改革による生産性の向上と全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備	
プラン8	デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進【再掲】	

第3の柱 計画的な行政の推進

【方針5】 計画行政の推進

基本的取組5-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

プラン24	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営
-------	------------------------

基本的取組5-2 健全な財政運営

プラン25	財政規律ガイドラインに基づく財政運営
-------	--------------------

プラン26	事務事業等の見直し，改善による経常経費の縮減
-------	------------------------

プラン27	積極的な財源の確保と財政負担の抑制
-------	-------------------

プラン28	市税・国民健康保険税収納率の維持・向上
-------	---------------------

プラン29	国民健康保険事業の健全化
-------	--------------

【方針6】 公共資産の有効活用・最適化（ファシリティマネジメント）

基本的取組6-1 ファシリティマネジメントの推進

プラン30	市有財産の有効活用・最適化
-------	---------------

プラン31	インフラマネジメントの推進
-------	---------------

プラン32	公共施設マネジメントの推進
-------	---------------

プラン33	市庁舎の長寿命化等と将来的な更新に向けた基金の積立
-------	---------------------------

プラン34	新たな総合福祉センターの整備の推進
-------	-------------------

プラン35	公民連携手法によるグリーンホール建替えの推進
-------	------------------------

プラン36	学校施設の建替え及び長寿命化の推進
-------	-------------------

プラン37	スポーツ施設の効率的かつ効果的な維持管理・運営
-------	-------------------------

新規

第2章 行革プラン2023の取組

第1節 市民が主役のまちづくり

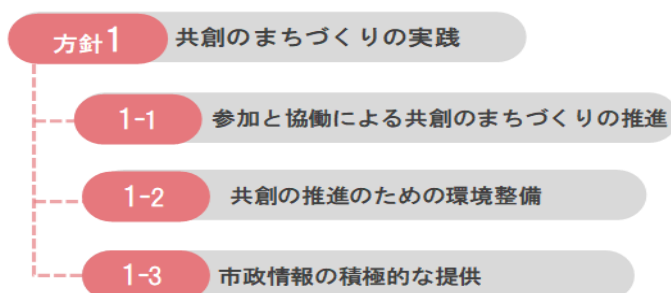
方針1 共創のまちづくりの実践

目的	対象	市民，地域コミュニティ，民間事業者等の団体，市職員
	意図	市民と必要な情報を共有しながら，多様な主体の活動を活性化するとともに連携を図ることで，参加と協働による共創のまちづくりを進める

✦ 取組の視点

市民と行政の適切な役割分担の下，参加と協働のまちづくりをより一層発展させ，多様な主体とともに考え，ともに行動し，地域課題の解決に取り組む共創のまちづくりに向け，産学官が連携・協力し，企業や大学等が有する知見や特性を活かしながら，持続的な取組を推進します。

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 社会状況の変化に伴い多様化・複雑化する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには，市民や地域コミュニティ，各種団体等の多様な主体の自主的な活動の促進を図りつつ，民間企業や大学等の知見や技術，ノウハウを活かしながら，多様な主体と行政がともに考え，ともに行動し，地域課題を解決する共創のまちづくりを進めることが重要となっています。
- 市における市民参加と協働の基本的なルールである調布市市民参加プログラムや，職員向けの手引きである市民参加手続ガイドライン，協働推進ガイドブックに基づく取組を推進しています。また，調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を具現化する取組の一つとして，調布市パブリック・コメント手続条例及び調布市審議会等の会議の公開に関する条例を適切に運用することにより，市民により開かれた市政を推進し，市政運営における公平性の確保・透明性の向上を図っています。
- 市民参加手法全般における創意工夫に継続して取り組みながら，社会状況の変化等を踏まえた市民参加手法等の見直しも視野に，参加と協働による共創のまちづくりを推進していく必要があります。
- 多様な主体との連携による地域社会のデジタル化や市民サービスの向上と併せて，新たな経済的価値の創出により，持続可能な取組としていくことも重要になります。
- 参加と協働の前提として，情報の発信・共有化が重要であることから，様々な広報メディアを活用しつつ，より効果的な情報提供・発信に取り組むとともに，適正な公文書の管理，オープンデータの充実に向けた取組を推進する必要があります。

✦ 基本的取組の内容

1-1 参加と協働による共創のまちづくりの推進

◆市民参加・協働に関するルールに基づく取組の実践

調布市市民参加プログラムをはじめ、市民参加手続ガイドライン、協働推進ガイドブックに基づき、市政・まちづくりに関して、具体的な方針や計画、条例等の内容に応じた適切な市民参加手続や協働事業の実践に努めるとともに、調布市パブリック・コメント手続条例及び調布市審議会等の会議の公開に関する条例の適切な運用を図ります。

◆市民参加手法等の見直し・創意工夫

参加と協働による共創のまちづくりを推進していくため、これまで重ねてきた市民参加・協働の実践を踏まえ、幅広い市民意見の把握や、多様な主体との連携につなげる創意工夫に継続的に取り組むことと併せて、社会状況の変化等を踏まえた市民参加手法等の見直しや創意工夫を図ります。

◆多様な主体との連携による共創の推進

市民の利便性向上や、複雑化する地域課題の解決に向け、産学官民の連携による調布スマートシティ協議会での取組や、オープンソース※1をはじめとしたデジタル技術を活用し、シビックテック※2等を推進します。また、これまでの地域情報化の取組を踏まえた多様な主体との連携による地域社会のデジタル化に資する取組を推進します。

※1 オープンソース…誰でも利用できるソフトウェアのことであり、改変等も自由に許可されている

※2 シビックテック…市民が主体的に行政と連携し、テクノロジーを活用した社会的課題の解決や、生活の利便性を向上させる取組のこと

プラン1	市民参加と協働の推進			担当課	企画経営課、協働推進課、関係各課
内容	参加と協働の実践を重ねるとともに、調布市審議会等の会議の公開に関する条例や、調布市パブリック・コメント手続条例の適切な運用を図ります。また、市民における多様な活動形態や社会状況の変化を踏まえた市民参加手法等の見直しも視野に、市民参加の取組における創意工夫に継続して取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆市民参加プログラム等に基づく市民参加及び協働の実践	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆パブリック・コメント手続条例等の適切な運用	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆市民参加手法等の見直し検討	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	

プラン2	多様な主体との連携による共創の推進		新規	担当課	企画経営課・デジタル行政推進課・関係各課
内容	地域課題の解決に向け、データの利活用をはじめとした、産学官民の連携による調布スマートシティ協議会における活動や、デジタル技術を活用した市民との協働（シビックテック）を通じた共創の取組を推進します。また、調布地域情報化推進協議会等の活動支援などを通じた、これまでの地域情報化の取組を踏まえた地域社会のデジタル化に資する取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆多様な主体との連携の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆調布スマートシティ協議会における取組の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆多様な主体との連携による地域社会のデジタル化の推進	◆継続	◆継続	◆継続	

1-2 共創の推進のための環境整備

◆市民活動・地域コミュニティ活動の促進

地域における自主的な市民活動・地域コミュニティ活動の継続や更なる活性化を図るため、市民活動支援センターにおける効果的・効率的な活動支援と併せて、ちょうふ地域コミュニティサイト「ちよみっと」など、情報発信ツールを活用した市民活動のきっかけづくりを推進します。

市民活動の拠点として利用されているふれあいの家については、運営方法の効率化を図るとともに、施設の修繕や機能改善を行い、利用者ニーズに合った施設を目指します。

プラン3	市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援の推進			担当課	協働推進課
内容	市民活動・地域コミュニティ活動の更なる活性化に向け、市民活動支援センターにおける市民活動団体の支援や多様な市民活動団体等が連携・協働して企画・運営するイベントを実施します。また、市民活動への参加のきっかけが生まれるような情報発信に取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆市民活動支援センターによる市民活動団体への支援 ◆地域コミュニティサイトを活用した効果的な情報発信 ◆市民活動団体等と連携・協働したイベントの実施による市民参加の促進	◆継続 ◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続 ◆継続	

プラン4	ふれあいの家の管理・運営方法の検討			担当課	協働推進課
内容	ふれあいの家について、施設管理における課題や施設利用者のニーズを把握しながら、効率的な運営方法について検討を行います。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆次期指定管理を見据えた、ふれあいの家における運営方法の簡素化・効率化に向けた取組の検討・実施	◆ふれあいの家の運営方法の簡素化・効率化に向けた取組の検討・実施	◆継続	◆継続	

1-3 市政情報の積極的な提供

◆市民への分かりやすい情報の積極的な提供

個人情報保護に十分留意しながら、市民との市政情報の共有を推進するため、SNS等も含めた多様な広報メディアを有機的に連動させ、積極的かつ分かりやすい調布のまちの魅力発信や市政情報の提供を推進します。これにより市政の透明性の確保を図り、市民と行政の信頼関係に基づくまちづくりを進めます。また、市ホームページのリニューアルに向けた準備を進めるとともに、災害時に市民が迅速に必要な情報を受け取るための環境整備・訓練に取り組みます。

◆適切な公文書の管理・公文書のデジタル化

市政の透明性・信頼性向上の観点から、職員研修を実施し、公文書の適正な管理・保存・公開を推進します。また、文書管理システムの更新の機会を捉えた公文書のデジタル化に取り組むとともに、シビックテックの取組の成果向上にも資するオープンデータの充実に向けた取組を推進します。あわせて、個人情報保護制度・情報公開制度の適正な運用を図ります。

プラン5	積極的な市政情報の発信				担当課	広報課
内容	市報の掲載記事の見直しや市ホームページのリニューアルを進めるとともに、SNS等も含めた多様な広報メディアを有機的に連動させ、多くの市民に効果的な情報提供、魅力発信を行うほか、災害時に迅速な情報発信が可能となるよう、継続的に訓練を行います。また、効果的な市政情報の発信に向けて、職員に対する研修等を実施します。					
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度		
	◆市報の掲載記事の見直し	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆市ホームページのリニューアル	◆市ホームページの機能の更新	◆継続	◆継続		
	◆多様な広報メディアを活用した効果的な情報提供及び調布のまちの魅力発信	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆災害対応に備えた訓練	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆職員への研修等を通じた意識醸成の取組の検討、実施	◆継続	◆継続	◆継続		

プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進				担当課	総務課、関係各課
内容	文書管理システムの運用や研修を通じて、適正な公文書管理事務を行います。また、文書管理システム更新の機会を捉えて、公文書のデジタル化を推進するとともに、電子決裁率の向上及び効率的な事務処理を進めます。あわせて、オープンデータの充実に向けた取組を推進します。					
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度		
	◆文書管理システム更新の検討	◆文書管理システムの更新	◆新文書管理システムの運用	◆継続（電子決裁率80%以上）		
	◆非現用文書 [*] の整理、修復、デジタル化の推進	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆公文書のデジタル化の在り方検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆文書管理に関する研修等の実施	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆オープンデータの先進事例や需要の把握、研究及び職員向け研修・説明会の実施	◆継続	◆継続	◆継続		

*非現用文書…保存期間が満了した公文書のこと

第2節 市民のための市役所づくり

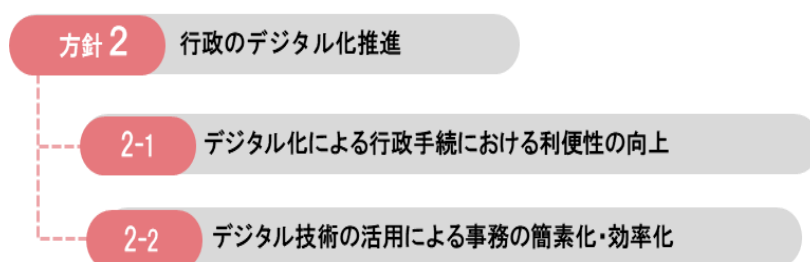
方針2 行政のデジタル化推進

目的	対象	市民，調布市職員，市役所のシステム
	意図	市民の利便性向上，事務の簡素化・効率化を図る

✦ 取組の視点

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として加速したデジタル化の進展に伴う社会状況の変化，国から示された自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画及び，市のデジタル化に対する考え方を示す調布市デジタル化総合戦略に基づき，デジタル技術や各種データを積極的に利活用し，情報セキュリティやデジタルデバインド対策にも十分に配慮しながら市民の利便性を向上させるとともに，事務の簡素化・効率化を図っていきます。

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 行政手続のオンライン化や非対面式での行政サービスの提供など，新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした社会状況の変化に，迅速かつ的確に対応する必要があります。
- マイナンバーを活用した行政機関間における情報連携の安定的な運用を図るとともに，各種証明書のコンビニ交付のほか，ぴったりサービスの活用を推進しており，市民サービスの向上及び事務の簡素化・効率化の観点から更なる取組を進めていく必要があります。
- 市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化の中では，現行業務内容の分析・検証，業務プロセスの見直しを行い，内部事務にAIやICT等のデジタル技術を積極的に活用することで，職員が企画立案業務・相談業務・専門業務に注力できる環境を整える必要があります。
- ペーパーレス化については，市議会でのペーパーレス化の取組（議会改革）と連動し，タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入して取組を推進してきました。引き続き，行政のデジタル化推進と併せて，庁内会議等におけるペーパーレス化の更なる取組が必要です。
- 既存システムの更新や手続のオンライン化等の行政のデジタル化に関して，市民サービスの向上や事務の簡素化・効率化の観点を踏まえた取組を推進するため，専門的知見を有するデジタル行政推進アドバイザーを活用し，デジタル化に関する職員の知識・スキルの向上を図ることが必要です。

✦ 基本的取組の内容

2-1 デジタル化による行政手続における利便性の向上

◆「どこでも市役所」の実現に向けた環境構築

「調布市デジタル化総合戦略」に基づく、「どこでも市役所」の実現を目指し、デジタルファースト※1、ワンスオンリー※2、コネクテッドワンストップ※3など、デジタル化の基本原則の下、市民が市役所に行かなくても必要な行政サービスを楽しめるシステムの構築に取り組みます。あわせて、マイナンバーカードを利用した、ぴったりサービスや諸証明のコンビニ交付の促進のほか、事務の簡素化・効率化に向けた取組を検討します。

※1 デジタルファースト…個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること

※2 ワンスオンリー…一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

※3 コネクテッドワンストップ…民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること

プラン7	行政手続のデジタル化、電子申請サービスの拡充に向けた取組の推進			新規	担当課	デジタル行政推進課、企画経営課、関係各課
内容	窓口に行かなくても手続が可能なサービス（各種手続や証明書発行等）を拡充することで、市民の利便性向上を図ります。また、マイナンバーカードの取得促進のほか、マイナンバーを活用した市民サービスの向上（ぴったりサービスの活用、諸証明のコンビニ交付等）や、事務の簡素化・効率化に向けた取組を推進します。					
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度		
	◆電子申請サービスのSaaS*導入	◆電子申請サービスのSaaS運用	◆第五期電子申請サービスとして運用開始	◆継続		
	◆（民間を含む）電子申請用フォーム対象手続の整理・検討	◆整理後の（民間を含む）電子申請用フォーム対象手続の実施		◆継続		
	◆東京都等が設立する新団体（GovTech東京）との共同調達における連携	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆マイナンバー（個人番号）カードの取得促進	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆マイナンバー制度及びマイナンバーカードを活用した行政サービスに関する各種広報	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆マイナンバーを活用した行政サービス及び事務の効率化の検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続		
◆ぴったりサービスを活用した子育て・福祉等の電子申請の運用	◆継続	◆継続（手数料を伴う証明書発行手続の導入に向けた検討）	◆継続（手数料を伴う証明書発行手続の導入に向けた検討）			

*SaaS（サーズ）…提供者のサーバーで稼働するソフトウェアをインターネット経由で必要に応じて使用するサービスのこと

プラン5	積極的な市政情報の発信【再掲】			担当課	広報課
内容	市報の掲載記事の見直しや市ホームページのリニューアルを進めるとともに、SNS等も含めた多様な広報メディアを有機的に連動させ、多くの市民に効果的な情報提供、魅力発信を行うほか、災害時に迅速な情報発信が可能となるよう、継続的に訓練を行います。また、効果的な市政情報の発信に向けて、職員に対する研修等を実施します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆市報の掲載記事の見直し	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆市ホームページのリニューアル	◆市ホームページの機能の更新	◆継続	◆継続	
	◆多様な広報メディアを活用した効果的な情報提供及び調布のまちの魅力発信	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆災害対応に備えた訓練	◆継続	◆継続	◆継続	
◆職員への研修等を通じた意識醸成の取組の検討、実施	◆継続	◆継続	◆継続	◆継続	

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進【再掲】			担当課	総務課，関係各課
内容	文書管理システムの運用や研修を通じて，適正な公文書管理事務を行います。また，文書管理システム更新の機会を捉えて，公文書のデジタル化を推進するとともに，電子決裁率の向上及び効率的な事務処理を進めます。あわせて，オープンデータの充実に向けた取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆文書管理システム更新の検討	◆文書管理システムの更新	◆新文書管理システムの運用	◆継続（電子決裁率80%以上）	
	◆非現用文書の整理，修復，デジタル化の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆公文書のデジタル化の在り方検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆文書管理に関する研修等の実施	◆継続	◆継続	◆継続	
◆オープンデータの先進事例や需要の把握，研究及び職員向け研修・説明会の実施	◆継続	◆継続	◆継続		

2-2

デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化

◆デジタル技術を活用した事務の簡素化・効率化

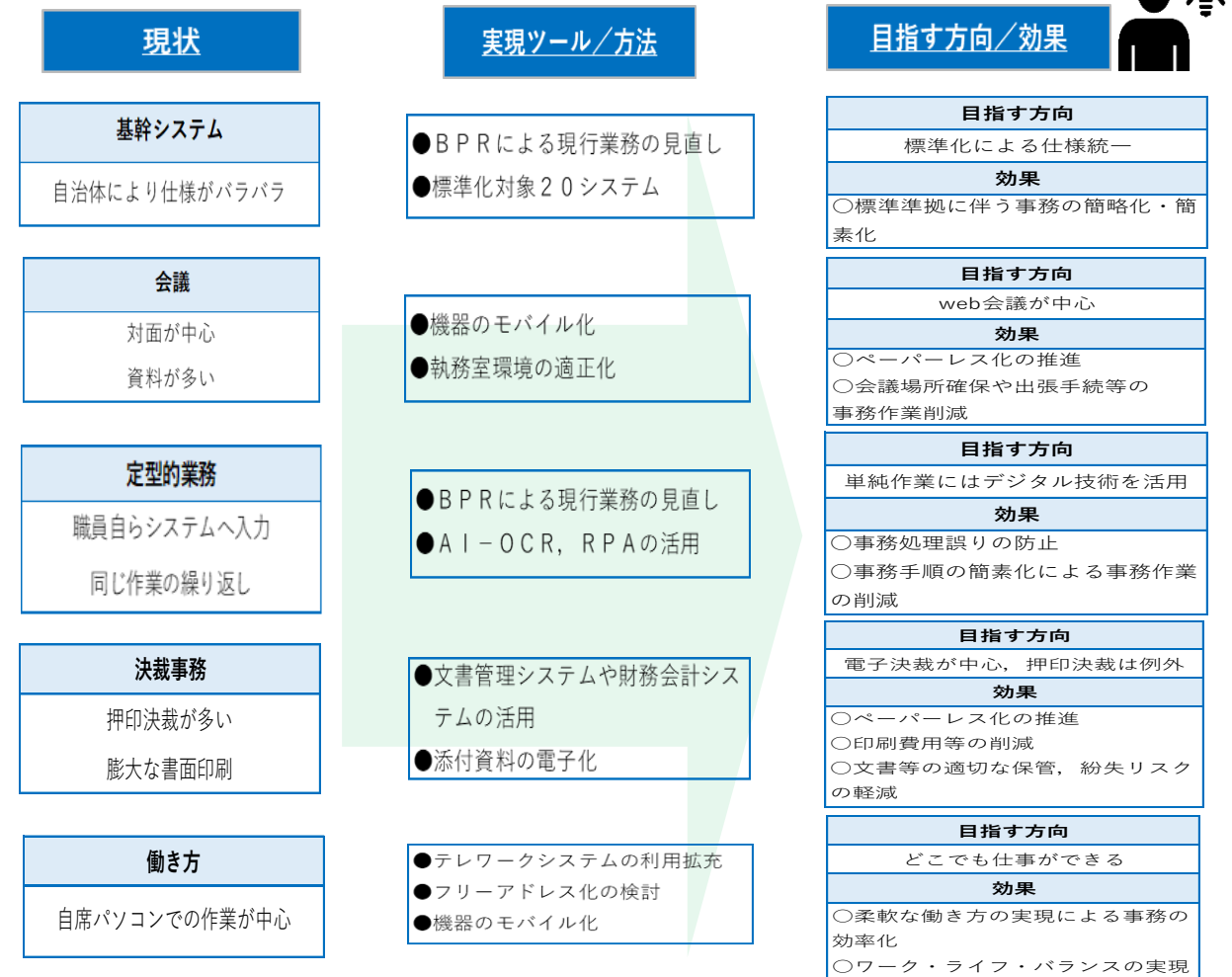
質の高い市民サービスの効果的・効率的かつ持続的な提供に向け、内部事務の効率化に資するAIやICT等のデジタル技術の活用を念頭にBPRの手法を用いた取組を検討するほか、調布市デジタル化総合戦略において掲げるシステム標準化・共通化について、国の動向と連動しながら適切に対応します。また、職員の生産性の向上を図る観点から、テレワークの推進に取り組みます。

プラン8	デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進				担当課	企画経営課・デジタル行政推進課、関係各課
内容	庁内における業務量の増加への対応などを踏まえ、AIやICTなどのデジタル技術の積極的な活用を念頭に置いて、BPRの手法を用い、事務の簡素化・効率化に取り組むほか、システム標準化・共通化への適切な対応を図ります。また、事務の効率化の視点を踏まえ、テレワークの推進や、庁内の環境整備に取り組みます。					
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度		
	◆システム標準化・共通化に向けた取組の実施	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド*）への移行準備	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行・運用	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）の運用		
	◆情報セキュリティ対策の強化	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆デジタル技術を活用した事務の簡素化・効率化に関する取組の検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続		
	◆事務の効率化を踏まえた庁内の環境整備及びテレワーク推進に向けた取組の検討・実施	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）		
◆テレワークシステムの本格導入・運用、機器モバイル化への対応	◆テレワークシステムの拡充検討、機器モバイル化への対応	◆継続	◆継続			

*ガバメントクラウド…政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドサービスの視点を最大限生かすことで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指すもの

行政内部のデジタル化の推進により期待される効果

システム更改や業務環境のデジタル化により、職員の働き方の大幅な改善が期待できます。それにより、職員が企画立案業務・相談業務・専門業務の本来業務に注力でき、市民サービスの質の向上につながります。



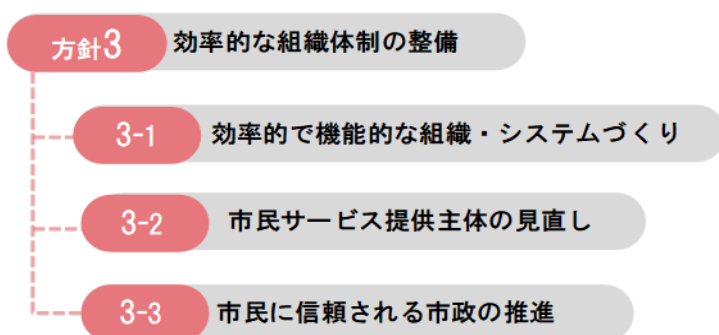
方針3 効率的な組織体制の整備

目的	対象	市役所の組織・システム，他自治体
	意図	質の高い市民サービスを効果的・効率的に提供する

取組の視点

市民満足度を高める質の高い市民サービスを効果的・効率的かつ持続的に提供することができるよう、行政のデジタル化や、費用対効果なども踏まえた民間活力の活用を検討します。また、市政を取り巻く急速な社会経済状況の変化や災害等の不測の事態にも迅速かつ柔軟に対応できる組織体制づくりを進めます。あわせて、市民の生活圏の拡大に伴う市民サービスの向上や防災・減災などの広域的な行政課題に対応するため、他自治体との連携・協力を推進します。

基本的取組の体系



現状と課題

- 職員の適材適所の配置と適正な定数管理に継続して取り組むとともに、様々な雇用形態による多様な人材の効果的な活用のほか、庁内における組織横断的な連携の推進などを図っています。今後とも、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化、デジタル化の進展など、市政を取り巻く環境の変化に組織として適切に対応していくための体制整備が必要となります。
- 質の高い市民サービスを効果的・効率的かつ持続的に提供し、行政の効率化を図るため、引き続き、費用対効果なども踏まえた積極的な民間活力の活用に取り組めます。
- 市民の生活圏の拡大に伴う市民サービスの向上や、防災・減災など広域的な行政課題により効果的に対応していくためには、多摩地域の自治体をはじめとする他自治体との更なる連携を推進する必要があります。
- 風水害・震災をはじめとした自然災害の発生時における対応能力の向上や、新たな感染症の発生時に適切に対応するため、事業継続計画（BCP）^{*}に基づく各種取組の推進や職員の意識啓発等に取り組む必要があります。
※事業継続計画（BCP）…災害などが発生した際、業務中断に伴う影響を最低限にするために、平時から事業継続について準備しておく計画のこと
- 市民に信頼される市政を推進するためには、事務の適正な管理及び執行を確保し、不適正な事案を防止するための体制整備が不可欠であり、行政内部のルールに基づく対応の徹底や業務上で生じ得る様々なリスクの管理を推進していく必要があります。

✦ 基本的取組の内容

3-1 効率的で機能的な組織・システムづくり

◆時代の变化に的確に対応するための組織体制整備

限られた組織・人員体制の中でも、質の高い市民サービスを効果的・効率的かつ持続的に提供していくため、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化、デジタル化の進展等による社会状況の変化に適切に対応できる体制の整備が必要です。また、市政を取り巻く状況の変化に機動的に対処するため部署間の連携強化を図るほか、常勤職員定数の抑制を基本としつつ、必要な部署には必要な人員の確保に努める中で、簡素で効率的な組織体制整備に取り組みます。

◆効率的で機能的な組織・システムづくり

行政の代行・補完機能を有する市の監理団体の組織の活性化を促しながら、市との連携を一層強化することで、増大する行政需要に効果的・効率的に対応していきます。また、行政課題への対応や、市の施策との連動等の視点を踏まえた小規模監理団体等の体制見直しの検討に取り組みます。

市民サービスの向上の観点から、市庁舎の窓口手続のワンストップ化に向けた取組を推進します。

プラン9	組織体制の整備			担当課	企画経営課，関係各課
内容	組織横断的な連携を推進し、常勤職員定数の抑制に努めながら、簡素で効率的な組織・人員体制づくりを目指す中で、調布市基本計画における施策や事業の推進のほか、行政のデジタル化に向けた取組や重点施策の推進など、職員が重点的に担うべき取組に向けた体制の強化を図ります。また、変化の激しい時代に組織として発展していくため、アジャイル手法 [※] 導入のための試行的取組について検討します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆翌年度当初の常勤職員定数の抑制	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆組織横断的な連携の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆法改正・制度改革を踏まえた取組の検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆アジャイル手法の導入検討	◆試行実施・検証	◆継続	◆継続	

※アジャイル手法…企画から構築の各段階で、試行と修正をスピーディーに繰り返しながら、より使いやすく効果的なシステム・サービスを作り上げる手法のこと

プラン10	監理団体等の活用・連携の強化			担当課	企画経営課，関係各課
内容	監理団体と市が共に市民サービスの向上等に関する取組を進めていくため、双方の連携をより一層促進するとともに、監理団体の組織の活性化に向けた取組や指導監理を推進するほか、関与団体においては、経営に関する公正性、規範性及び安定性の確保に努めます。あわせて、効率的・効果的な事業運営のため、小規模監理団体等の体制見直しを検討します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆「調布市における監理団体活用の考え方」に基づく取組の検討、実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆組織の活性化に向けた、研修、人材交流、人事評価等の実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆関与団体の経営に関する公正性、規範性及び安定性の確保への取組	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆小規模監理団体等の体制見直し検討	◆継続	◆継続	◆継続	

プラン11	市庁舎の窓口手続のワンストップ化		新規	担当課	企画経営課，市民部各課，デジタル行政推進課，関係各課
内容	市民サービス向上の観点から、行政のデジタル化推進や庁舎のフロアレイアウト見直しと連動しながら、窓口手続のワンストップ化の対応を検討します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆窓口のワンストップ化対象業務の検討	◆業務フローの検討	◆令和8年度開始に向けた体制整備	◆ワンストップ化の実施	
	◆フロアレイアウトの調整	◆継続	◆継続		

3-2 市民サービス提供主体の見直し

◆民間活力の活用

民間事業者等との役割分担の下、質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間に委ねることが妥当なものについては、積極的に民間活力の活用を図っていくこととし、市民サービスの提供主体の見直しを進めます。

◆他自治体との連携促進

市民の生活圏の拡大に伴う市民サービスの向上や、防災・減災など広域的な行政課題により効果的に対応する観点から、他自治体との連携の推進に取り組みます。また、多摩地域全体の振興に資する観点から、多摩川流域自治体との連携を深め、共通課題に関する情報共有や課題解決に向けた取組について検討、推進します。

プラン12	民間活力の活用	担当課	企画経営課、関係各課		
内容	民間事業者等との役割分担の下、質の高い市民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、施設の管理運営や窓口サービス、内部事務で、民間に委ねることが妥当なものについては、積極的な民間活力の活用に取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆民間活力の活用に向けた現行の業務内容の分析	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆民間活力の活用検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆庁内における定型業務の現状把握	◆定型業務の現状把握及び委託範囲の検討	◆継続	◆定型業務の一元管理の試行実施、検証	

プラン13	公立保育園における民間活力の活用	担当課	子ども政策課、保育課		
内容	持続可能な保育サービスの提供に向けて、公立保育園のより効率的な運営や施設管理を行っていくため、児童福祉法に基づく「公私連携型保育所 [*] 制度」を用いた民間活力の活用を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆公立保育園（公設公営保育園）における民間活力の活用	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆公立保育園（公設公営保育園）における民間活力の活用	◆継続	◆継続	◆公立保育園（公設公営保育園）における公私連携型保育所制度への移行（1園）	

※公私連携型保育所…児童福祉法に基づいて調布市と協定を締結した公私連携法人が、協定に基づく市の関与を受けながら運営を行う私立保育所のこと

プラン14	児童館における民間活力の活用	担当課	児童青少年課		
内容	児童館に求められる機能・役割を持続的に提供していくため、「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」に基づき、児童館における民間活力の活用の推進に取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆方針に基づく民間活力の活用による取組の検討、実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆センター機能型児童館の設置に向けた検討	◆センター機能型児童館の設置	◆センター機能型児童館を核とした均衡のとれた児童館運営	◆継続	

プラン15	学校給食調理業務等における民間活力の活用	担当課	学務課		
内容	民間活力を活用している学校給食調理業務等の定期的な検証を通して、適正かつ効率的な業務の実施を確保するとともに、学校給食調理業務等の更なる民間活力の活用に向けた取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆給食調理業務等の受託者における業務の実施状況の検証	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆給食調理業務等における民間活力の活用検討	◆継続	◆継続	◆継続	
		◆実施（1校）			

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

プラン16	指定管理者制度の活用			担当課	企画経営課，関係各課
内容	指定管理者制度の適切な運用を確保するとともに、指定管理者における業務の実施状況に関する評価を行い、市民サービスの維持・向上等を図るほか、市内の公共施設における指定管理者制度の活用を検討します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定管理者制度の導入検討 ◆指定管理業務に関する評価（モニタリング評価※）の実施・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆指定管理業務に関する第三者評価の仕組みの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆継続 	

※モニタリング評価…指定管理者による管理運営業務やサービスなどの状況について、指定管理者自身や所管部署が評価を行うこと

プラン17	他自治体との連携によるサービス向上	新規	担当課	企画経営課，総合防災安全課，関係各課
内容	市民サービスや防災力の向上に向け、他自治体との連携を推進します。また、多摩地域の振興に資する観点から、多摩川流域エリアにおける自治体と連携した情報発信や地域の魅力発信に取り組みます。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	<ul style="list-style-type: none"> ◆他自治体との連携の推進 ◆多摩川流域連携会議の運営・共通課題への対応 ◆多摩地域の振興に資する情報発信の検討 ◆災害対策に関する自治体間の協定の締結及び協定締結先との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆多摩地域の振興に資する情報発信の検討・内容整理 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆多摩地域の振興に資する情報発信の内容整理・実施 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆多摩地域の振興に資する情報発信 ◆継続

3-3 市民に信頼される市政の推進

◆市民に信頼される市政の推進

市民に信頼される市政を推進するには、行政運営における公正の確保と透明性の向上に不断に取り組むことが欠かせません。そのため、多岐にわたる行政手続等を通じて、業務上のリスクを事前に防止するとともに、適正な会計事務、適正な公文書の管理、情報セキュリティの強化など、業務の適正な管理と執行を推進します。

自然災害や新たな感染症の発生時における事業継続の確保や関係機関との連携強化等、組織的な危機管理能力を高める取組を推進します。

プラン18	自然災害における災害対応能力の向上			担当課	総合防災安全課、関係各課
内容	自然災害の発生時における対応能力の向上を図るため、事業継続計画（BCP）の見直しや各種取組を推進し、職員における認識を高めるとともに訓練等を通じて対応の定着を図ります。また、災害対策協定に基づく、各団体との連携・交流の強化を通じて協定の実効性を確保します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆必要に応じたBCPの見直し	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆災害時における職員体制の整備	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆災害対応能力の向上に向けた職員への各種訓練の実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆防災関係機関との災害時対策協定の締結及び連携強化の推進	◆継続	◆継続	◆継続	

プラン19	感染症への対応能力の向上			担当課	健康推進課、関係各課
内容	重大な感染症の発生時において迅速・的確な対応を図るため、新型インフルエンザ等住民接種計画の策定検討や新型インフルエンザ編事業継続計画（BCP）に基づく体制を整備し、職員の意識啓発等の取組の推進などにより、有事における組織的な対応の定着を図ります。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆国等の動向を踏まえた新型インフルエンザ等住民接種計画策定の検討	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆国等の動向を踏まえた新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の検討	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆必要に応じたBCPの見直し	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆感染症対策に関する職員への情報提供や研修の実施	◆継続	◆継続	◆継続	
◆新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続		

プラン20	業務上のリスクへの対応			担当課	法制課、会計課、企画経営課、関係各課
内容	業務を適正に執行していくため、業務上のリスク*の事前防止や、不適切な事案等の発生時における迅速・的確な対応に資する取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆法律相談等の実施及び法務・判例情報の提供による法的リスクへの対応力向上	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆適正な会計事務の執行に向けた取組の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆他自治体の取組事例の調査	◆継続	◆継続	◆継続	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <関連プラン> プラン18（自然災害における災害対応能力の向上） プラン19（感染症への対応能力の向上） </div>					

*業務上のリスク…組織目的の達成を阻害する事務上の要因（法令違反、不適正な会計処理、情報漏えいなど）のこと

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

プラン6	適正な公文書管理・公文書のデジタル化推進【再掲】			担当課	総務課、関係各課
内容	文書管理システムの運用や研修を通じて、適正な公文書管理事務を行います。また、文書管理システム更新の機会を捉えて、公文書のデジタル化を推進するとともに、電子決裁率の向上及び効率的な事務処理を進めます。あわせて、オープンデータの充実に向けた取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆文書管理システム更新の検討	◆文書管理システムの更新	◆新文書管理システムの運用	◆継続（電子決裁率80%以上）	
	◆非現用文書の整理、修復、デジタル化の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆公文書のデジタル化の在り方検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆文書管理に関する研修等の実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆オープンデータの先進事例や需要の把握、研究及び職員向け研修・説明会の実施	◆継続	◆継続	◆継続	

プラン8	デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進【再掲】			担当課	企画経営課・デジタル行政推進課、関係各課
内容	庁内における業務量の増加への対応などを踏まえ、AIやICTなどのデジタル技術の積極的な活用を念頭に置いて、BPRの手法を用い、事務の簡素化・効率化に取り組むほか、システム標準化・共通化への適切な対応を図ります。また、事務の効率化の視点を踏まえ、テレワークの推進や、庁内の環境整備に取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆システム標準化・共通化に向けた取組の実施	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行準備	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行・運用	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）の運用	
	◆情報セキュリティ対策の強化	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆デジタル技術を活用した事務の簡素化・効率化に関する取組の検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆事務の効率化を踏まえた庁内の環境整備及びテレワーク推進に向けた取組の検討・実施	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	
	◆テレワークシステムの本格導入・運用、機器モバイル化への対応	◆テレワークシステムの拡充検討、機器モバイル化への対応	◆継続	◆継続	

方針4 人材の確保・育成

目的	対象	調布市職員
	意図	市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化に的確かつ柔軟に対応するとともに市民に信頼される人材の確保と育成を図る

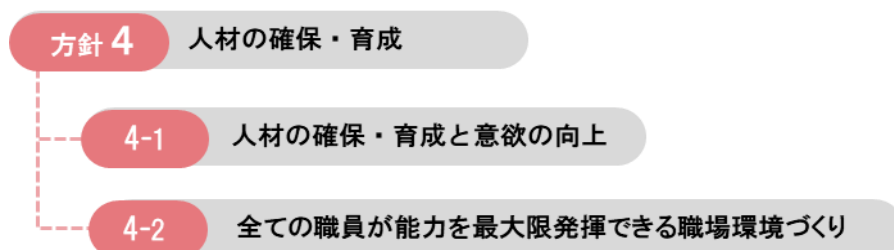
✦ 取組の視点

先行き不透明で将来の予測が困難な時代において、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化やデジタル技術の革新等に的確かつ柔軟に対応するとともに、市民に信頼され、能率的で活力ある組織であり続けるために、多様かつ有為な人材の確保・育成、適正な配置と処遇、職場環境の向上に一体的に取り組み、総合的な人材育成を進めていきます。

また、女性の視点をより市政に生かしていくため、様々な取組を通じ、一層の女性職員の活躍を推進していきます。

さらには、働き方改革による業務の生産性の向上に向けた取組や、性別・年齢・障害の有無等に問わず、多様な人材が個性と能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを推進します。

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 人材育成に関する総合プランに掲げる職員像の実現に向けて、総合的な人材育成を進め、組織力を向上させていく必要があります。また、職員一人一人が、市民に信頼され、市政の担い手として意欲を持って職務を遂行することができ、市民ニーズや行政課題の多様化・複雑化、デジタル化の進展による社会状況の変化等に的確かつ柔軟に対応できるよう人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- 令和5年度からの定年延長制度の適切な運用に努める中で、高齢期の職員が持つ豊富な知識、技術等を最大限に活用し、専門的知識・ノウハウの継承を図るとともに、若手職員の早期育成と管理職人材の確保・育成を進める必要があります。
- 全ての職員が能力を最大限に発揮し、市民サービスの向上につなげるため、働き方改革による業務の生産性の向上を図るとともに、仕事と生活との両立支援、女性職員の活躍推進などに継続的に取り組み、多様な人材が活躍できる職場環境の整備が必要になります。
- 職員が安心して働き続けられる職場環境づくりの観点から、メンタルヘルス対策や、ハラスメント防止対策等に引き続き取り組む必要があります。あわせて、定年引上げによる高齢期職員の割合増加を念頭においた健康管理施策も推進する必要があります。

✦ 基本的取組の内容

4-1 人材の確保・育成と意欲の向上

◆人材の確保・育成と意欲の向上

先行き不透明で将来の予測が困難な時代において、多様化・複雑化する行政課題に的確かつ柔軟に取り組むことができる人材の確保・育成を推進します。また、デジタル人材等の高度な専門性を有する人材の確保・育成を図ります。

市の魅力やまちづくりに関する情報発信、職種に応じた採用情報の提供等の創意工夫により、有為な人材の確保に努めるほか、職員のキャリア形成の促進、管理職マネジメント能力の強化等による、自律的な人材の育成・活用に取り組みます。また、目標管理型人事評価制度の公正かつ効果的な運用方法の見直しを検討するなど、職員の意欲を高める取組を推進します。

任期付法務専門職による職員の政策法務能力の向上につながる取組を継続するとともに、任期付職員の新たな分野での活用を検討し、専門的知識・経験を有する人材の確保に努めます。

プラン21	人材の確保と育成の推進			担当課	人事課、デジタル行政推進課、関係各課
内容	多様化・複雑化する行政課題に的確に取り組むことができる人材を確保・育成するため、①組織に貢献する多様な人材の確保、②人材の育成・活用、③組織力の向上と人材育成のための適正配置・処遇、④能力を最大限発揮するための職場環境の整備といった4つの視点を踏まえた、総合的な人材育成を進めます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆専門的な知識・経験等を有する多様かつ有為な人材の確保	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆自律的な人材の育成・活用	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆組織力の向上と人材育成のための適正配置・処遇改善	◆継続	◆組織力の向上と人材育成のための適正配置・処遇改善（人事評価制度の見直し）	◆継続	
	◆デジタル人材の育成（デジタルスキル向上のための研修等）	◆継続	◆継続	◆継続	

プラン22	政策法務能力の向上			担当課	法制課
内容	職員の法令等に関する基礎的知識の習得、法令等の解釈・運用能力の向上を図り、条例等の立案能力の向上のほか、政策法務の実践につなげるため、任期付法務専門職とともに研修、相談などの取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆政策法務能力の向上に資する研修の実施	◆継続（アンケート結果等を踏まえた改善・見直し）	◆継続（アンケート結果等を踏まえた改善・見直し）	◆継続（アンケート結果等を踏まえた改善・見直し）	
	◆法務専門職を中心とした行政実務法律相談（通称：法務ドクター事業）及び法務に関する情報提供の実施	◆継続	◆継続	◆継続	

4-2

全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくり

◆全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備

全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、時間外勤務の縮減・業務改善の取組のほか、変則勤務・在宅勤務型テレワーク制度の在り方の再検討を行うことで、業務の生産性の向上を図ります。

女性をはじめ多様な視点を市政経営に反映させ、市民サービスの向上につなげる観点から、女性職員の活躍を推進し、意思決定過程における女性職員の参画機会の拡充などに取り組みます。

全ての職員が安心して働き続けられるよう、ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策をはじめとした健康管理施策に取り組むほか、仕事と生活との両立支援ができる職場環境の整備に努めるとともに、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、多様な人材が能力を発揮し、活躍できる職場環境づくりを推進します。

プラン23	働き方改革による生産性の向上と全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備			担当課	人事課、デジタル行政推進課、企画経営課
内容	働き方改革による業務の生産性向上を図るため、時間外勤務の縮減や業務の効率化を進めるほか、変則勤務・在宅勤務型テレワーク制度の最適化を図るとともに、執務環境の改革・改善に取り組みます。また、女性をはじめ多様な視点を市政経営に反映させ、市民サービスの向上につなげる観点から、意思決定過程における女性職員の参画機会の拡充、性別や家庭の事情などに係るアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に捉われない人事配置や人材育成を推進します。あわせて、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、多様な人材が能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆働き方改革による業務の生産性向上に向けた取組の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆フリーアドレスの実施（一部職場）・検証、導入職場の検討	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆女性職員の活躍推進	◆継続	◆継続	◆継続（課長職以上の女性比率令和8年度2.2%以上）	
	◆能力を最大限発揮できる職場環境の整備（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）の一体的な促進*等）	◆継続	◆継続	◆継続	
◆ハラスメント防止対策やメンタルヘルス対策をはじめとした健康管理施策の推進	◆継続	◆継続	◆継続		

*ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）の一体的な促進…障害、性別、性自認、性的指向、介護や育児など、様々な個性や事情が配慮され、活躍できる環境が公平に提供されている状態となるよう環境整備を図ること

プラン8	デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化の推進【再掲】			担当課	企画経営課・デジタル行政推進課、関係各課
内容	庁内における業務量の増加への対応などを踏まえ、AIやICTなどのデジタル技術の積極的な活用を念頭に置いて、BPRの手法を用い、事務の簡素化・効率化に取り組むほか、システム標準化・共通化への適切な対応を図ります。また、事務の効率化の視点を踏まえ、テレワークの推進や、庁内の環境整備に取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆システム標準化・共通化に向けた取組の実施	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行準備	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）への移行・運用	◆標準準拠システム（ガバメントクラウド）の運用	
	◆情報セキュリティ対策の強化	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆デジタル技術を活用した事務の簡素化・効率化に関する取組の検討・実施	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆事務の効率化を踏まえた庁内の環境整備及びテレワーク推進に向けた取組の検討・実施	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施）	
◆テレワークシステムの本格導入・運用、機器モバイル化への対応	◆テレワークシステムの拡充検討、機器モバイル化への対応	◆継続	◆継続		

第3節 計画的な行政の推進

方針5 計画行政の推進

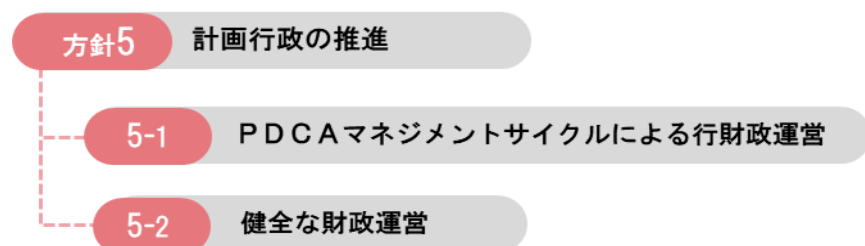
目的	対象	施策，事務事業
	意図	質の高い市民サービスを提供するため，効果的・効率的な行財政運営の推進を図る

✦ 取組の視点

将来にわたり，質の高い市民サービスを持続的に提供していくため，計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善・見直し（Action）のマネジメントサイクルにより，限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し，計画・行革・予算が一体となった行財政運営を推進します。

今後も厳しい財政状況が見込まれる中，クラウドファンディングや返礼付きふるさと納税等を活用した寄附等による財源確保に努めるほか，事務事業等の見直し，改革・改善の取組を通じた経常経費縮減に取り組みます。

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と課題

- 行政評価を活用し，毎年度，基本計画に位置付けた施策・事業の振り返り評価を行い，不断の見直し，改善を図りながら，取組の推進に努めており，今後も，計画・行革・予算が一体となった行財政運営を推進していくとともに，行政評価のより効果的な活用も視野に，PDCAマネジメントサイクルによる市政経営を推進する必要があります。
- 市の財政の健全性は維持されているものの，個人所得や法人収益の動向は不透明であり，市税収入や景気連動の各種交付金の複数年次に渡る影響や，ふるさと納税制度による市税の減収影響が懸念されるなど，今後歳入の大幅な伸びは見込めない状況にあります。一方で，歳出においては，社会保障関係経費や都市基盤整備などの財政需要が山積しています。そうした中では，クラウドファンディングや返礼付きふるさと納税等を活用した寄附のほか，効率的な基金運用を図るなど，様々な角度からの財源確保と，創意工夫に基づく経費縮減による見直し・改善に継続的に取り組み，健全な財政運営に努める必要があります。
- 国民健康保険事業は，被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加により，慢性的な財源不足が課題となっており，国保財政の健全化に引き続き取り組む必要があります。

✦ 基本的取組の内容

5-1 PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営

◆PDCAマネジメントサイクルに基づく取組の推進

PDCAマネジメントサイクルに基づき、施策や事業の取組や成果等を振り返り、その結果を踏まえた見直し、改善を図ることで、質の高い市民サービスの提供につなげていきます。

行政評価の実施及び評価結果の公表を通じて、市政に関する透明性の確保を図るとともに、評価結果を諸計画の進行管理や予算編成に活用するなど、効果的な市政経営の実現に向けて取り組みます。

受益者負担の在り方について、新たなサービスの提供を契機とした、設定や見直しについて検討、実施するほか、毎年度の予算編成過程における検証・適正化に取り組みます。

プラン24	PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営			担当課	企画経営課，財政課，関係各課
内容	調布市基本計画に位置付けた施策・事業を着実に推進するため、行政評価による振り返り評価を活用した各種取組の見直し、改善を推進します。あわせて、受益者負担の在り方について、毎年度の予算編成の過程において検証・適正化に努めるほか、債権管理についても統一ルールに基づき、収納対策や収入未済額の縮減を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆施策・事務事業評価の実施・評価結果の公表 ◆新たな基本計画の進行管理を見据えた行政評価の見直し検討 ◆統一ルールに基づく債権管理の推進 ◆予算編成過程における受益者負担の検証・適正化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆見直し検討結果を含めた行政評価の実施 ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆行政評価の見直し・実施 ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続 	

5-2 健全な財政運営

◆財政規律ガイドラインに基づく財政運営

市民の安全・安心の確保や市民生活支援への継続した取組をはじめ、社会保障関係費や防災対策、公共施設等の老朽化対応、都市基盤整備、行政のデジタル化への対応等、様々な財政需要が見込まれています。

このような状況においても、持続可能で効果的な市政経営の推進につなげるため、調布市財政の健全性維持のためのガイドライン（財政規律ガイドライン）に基づく、財政構造の改善等、財政の健全性の維持・向上に継続的に取り組んでいきます。

◆財源確保と経費縮減

健全な財政運営を図る観点から、経常経費をはじめとした経費縮減の取組のほか、市税等の適切かつ効果的・効率的な収納事務の推進、クラウドファンディングや返礼付きふるさと納税等を活用した寄附のほか、効率的な基金運用により積極的な財源確保に取り組めます。

◆国民健康保険事業の健全化

国民健康保険事業の健全化に向け、医科等レセプト点検の推進のほか、ジェネリック医薬品の使用促進等に継続して取り組むとともに、国保財政健全化計画に基づく計画的な国保税率改定や国保税の収納対策を実施します。

プラン25	財政規律ガイドラインに基づく財政運営			担当課	財政課
内容	財政規律ガイドラインに基づき、不断の見直し、改革・改善を推進するとともに、統一的な基準に基づく財務書類等の作成、検証も踏まえて、持続可能で効果的な市政経営を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆ガイドライン設定項目に基づく進行管理（予算編成・予算執行） ◆固定資産台帳の更新及び財務書類の作成	◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続 ◆ガイドライン設定項目の見直し	
プラン26	事務事業等の見直し、改善による経常経費の縮減			担当課	企画経営課、財政課
内容	質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、既存の事業に関する様々な視点での見直し、改善により、経常経費の縮減に取り組めます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆既存事業の検証等に基づく経常経費の抑制・縮減 ◆経常経費縮減の観点を踏まえた次年度予算編成	◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続	
プラン27	積極的な財源の確保と財政負担の抑制			担当課	財政課、企画経営課、管財課、会計課、関係各課
内容	クラウドファンディング等の活用や、効率的な基金運用を通じた財源確保を図るほか、市が発行する各種刊行物等における広告料収入の確保に努めます。また、公民連携による財源確保や財政負担の抑制に資する取組を推進します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆積極的な財源の確保 ◆クラウドファンディングの検討・実施 ◆返礼付きふるさと納税の運用 ◆「調布市資金管理運用の基本方針」の改定 ◆基金の一括運用に向けた準備・実施 ◆債券での運用拡大に向けた準備・運用額の拡充 ◆公民連携による財源確保や財政負担の抑制に関する取組の検討、実施	◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆基金の一括運用の実施 ◆債券での運用額の拡充 ◆継続	◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続	◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続 ◆継続	

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

プラン28	市税・国民健康保険税収納率の維持・向上			担当課	納税課
内容	市税・国民健康保険税の収納に関する効果的・効率的な手法を検討・活用しながら、収納率の維持・向上や収納事務の効率化等に取り組みます。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆納期内納付の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆納付環境の向上	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆収納体制の整備	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆市税収納率98.6%以上	◆市税再設定後の目標収納率以上	◆継続	◆継続	
◆国保税収納率87.3%以上	◆国保税再設定後の目標収納率以上	◆継続	◆継続		

プラン29	国民健康保険事業の健全化			担当課	保険年金課
内容	国民健康保険事業を安定的に運営するため、レセプト点検の推進やジェネリック医薬品の使用促進による医療費適正化とともに、計画的な税率改定や国保税の収納対策等に取り組み、国民健康保険事業の健全化を図ります。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆医科等レセプト点検の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆ジェネリック医薬品の使用促進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆国保財政健全化計画に基づく国保税率改定の実施		◆国保財政健全化計画に基づく国保税率改定の準備	◆国保財政健全化計画に基づく国保税率改定の実施	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <関連プラン> プラン28（市税・国民健康保険税収納率の維持・向上） </div>				

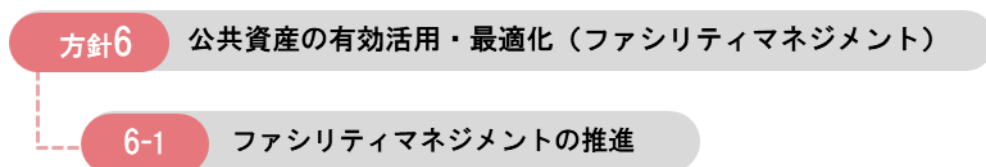
方針6 公共資産の有効活用・最適化（ファシリティマネジメント）

目的	対象	公共施設、インフラ、その他の市有財産
	意図	公共資産の有効活用・最適化を図り、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供する

✚ 取組の視点

市が保有する公共施設及びインフラの老朽化に対応し、長期にわたり安全に安心して利用できるよう、計画的な維持保全・更新に取り組むとともに、民間活力の活用を検討するなど、市民サービスとコストの最適化を図ります。あわせて、その他の公共資産の有効活用にも取り組み、限られた経営資源の効果的・効率的な運用を図ります。

✚ 基本的取組の体系



✚ 現状と課題

- 調布市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設及びインフラの適切かつ計画的な維持保全に取り組んでいます。また、老朽化が進行している公共施設等については、施設の適切な維持保全と併せて、それぞれの施設の機能や状態のほか、有効活用といった視点などを総合的に考慮する中で、経費縮減や負担の平準化、民間活力の活用などの視点も含めて、今後の維持管理・運営の在り方等について多角的に検討する必要があります。
- 総合福祉センターの移転に向け、利用者・関係団体等の意見を伺いながら、引き続き、機能や設備等について検討する必要があります。また、グリーンホールについて、施設及び設備の経年劣化やバリアフリーなど施設を取り巻く現状や課題を踏まえ、民間活力を活用した建替えに向けた取組を進める必要があります。
- 調布市学校施設整備方針の基本的な考え方に基づく学校整備に取り組んでいます。若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の施設一体型整備については、令和3年度に策定した基本構想を基に、基本計画の策定及びPFI導入に向けた検討を行い、整備に向けた取組を進める必要があります。
- 普通財産の総量の抑制に努めるとともに、有償による貸付けや売払い及び行政財産としての活用を推進する必要があります。また、その他の公共資産についても社会状況の変化などに合わせて、総量の見直しを図る必要があります。
- 多様化するスポーツ活動に対するニーズや各スポーツ施設を取り巻く課題を踏まえ、施設管理におけるデジタル技術の活用等、より効率的かつ効果的な維持管理・運営の検討に取り組む必要があります。

✦ 基本的取組の内容

6-1 ファシリティマネジメントの推進

◆ファシリティマネジメントの取組

市が保有する資産について、人口動向や市民ニーズの変化を的確に捉えつつ、公共資産の最適な活用を追求し、限られた経営資源の中で、効果的・効率的な運用や見直しに努めるとともに、ファシリティ[※]の活用による新たな価値の創出に向けた取組を推進します。

※ ファシリティ…土地、建物、構造物、設備等のこと

◆インフラマネジメントの推進

老朽化が進む既存のインフラについては、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針を踏まえ、適正管理、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減等の取組を推進します。

インフラマネジメントの取組の一環として、下水道管路の効果的・効率的な維持管理を行う観点から、包括的民間委託の導入に向けた取組を推進するほか、道路施設の維持管理における公民連携手法の導入に向けた検討を行います。また、下水道事業については、調布市下水道ビジョンに基づき、中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討など、持続可能な経営を目指します。

◆公共施設マネジメントの推進

調布市公共施設等総合管理計画における基本方針や、今後の個別施設の在り方・方向を示す調布市公共施設マネジメント計画に基づき、公共施設の適切な維持管理・長寿命化、施設の複合化・多機能化や床面積の総量の抑制等に努めます。

プラン30	市有財産の有効活用・最適化			担当課	管財課、道路管理課、企画経営課、関係各課
内容	市が保有する現時点で行政目的のない普通財産（土地、用途廃止した赤道 [※] ・水路等）について、総量の抑制に努めるとともに、有償による貸付けや売払い及び行政財産としての活用を推進します。また、庁用車の在り方を検討し、必要台数の精査に取り組むことや、効果的な管理手法を検討します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆普通財産の有効活用・処分	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆赤道、水路、畦畔などの売払い促進・売払い事務の手引きに基づく取組の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆全庁車両の使用状況把握・適正化に向けた検討	◆全庁車両の適正化（減車）に向けた検討・実施及び効果検証	◆継続	◆継続	

※赤道…公図上で地番が記載されていない土地（無地番地）の一つで、道路であった土地のこと

プラン31	インフラマネジメントの推進			担当課	緑と公園課、下水道課、道路管理課、企画経営課
内容	老朽化が進む既存のインフラについては、調布市公共施設等総合管理計画における基本方針を踏まえ、適正管理、長寿命化、ライフサイクルコストの縮減等の取組を推進します。インフラマネジメントの取組の一環として、下水道管路の効果的・効率的な維持管理を行う観点から、包括的民間委託の導入に向けた取組を推進するほか、道路施設の維持管理における公民連携手法の導入に向けた検討を行います。下水道事業については、調布市下水道ビジョンに基づき、中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討など、持続可能な経営を目指します。				
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	
	◆公園施設・下水道施設・道路施設の適正管理、長寿命化、ライフサイクルコスト等縮減の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆道路施設の維持管理における公民連携手法導入に向けた取組の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入に向けた取組の推進	◆継続	◆継続	◆継続	
	◆下水道ビジョンの投資・財政計画の再検証	◆継続	◆下水道ビジョンの投資・財政計画の見直し	◆下水道ビジョンの投資・財政計画の進捗管理	

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

プラン32	公共施設マネジメントの推進	担当課	企画経営課, 営繕課, 関係各課	
内容	調布市公共施設マネジメント計画に基づく取組の推進のほか、他自治体の先進的なモデルケースの調査・研究や今後の公共施設マネジメントに関する推進体制の検討等に取り組みます。また、神代出張所の機能移転に向けた検討に取り組むとともに、機能移転後の跡地活用について検討を行います。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設マネジメント計画に基づく取組の推進 ◆公共施設マネジメント推進体制の検討 ◆公共施設マネジメントに関する庁内横断的な検討・先進的な事例の調査・研究 ◆神代出張所機能移転の検討 ◆神代出張所の機能移転後の跡地活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆公共施設マネジメント推進体制に関する考え方の整理 ◆継続 ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆新たな公共施設マネジメント推進体制への移行 ◆継続 ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆維持保全等シミュレーションシートの時点修正 ◆継続 ◆継続 ◆継続

プラン33	市庁舎の長寿命化等と将来的な更新に向けた基金の積立	担当課	管財課, 企画経営課, 関係各課	
内容	市庁舎については、長寿命化に向け適切な維持保全に努めるとともに、狭あい化対策に取り組みます。また、総合福祉センター機能の移転に伴う調布駅周辺の福祉機能については、調布市役所及び敷地内の活用を視野に、市庁舎の長寿命化・狭あい化対策と併せて、総合的に検討します。あわせて、市庁舎の将来的な更新に向け、基金を計画的に積み立てます。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	<ul style="list-style-type: none"> ◆市庁舎の長寿命化等の視点を踏まえた維持保全の実施 ◆立体駐車場跡地活用を含めた市庁舎狭あい化対策の推進 ◆市庁舎の将来的な更新に向けた基金の積立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続（狭あい化対策の具体化） ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続（狭あい化対策の具体策の実施） ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続（狭あい化対策の具体策の運用） ◆継続

プラン34	新たな総合福祉センターの整備の推進	担当課	福祉総務課, 企画経営課	
内容	「総合福祉センターの整備に関する考え方」に基づき、新たな総合福祉センターの機能や設備等について、「新たな総合福祉センターの機能・設備に関する検討会」の検討結果や利用者・関係団体等の意見を踏まえながら、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点となるよう整備・移転に向けた取組を進めるとともに、周辺福祉施設機能の集約・複合化を図ります。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合福祉センターの移転に向けた協議・調整 ◆検討会の検討結果や、利用者・関係団体等との意見聴取を踏まえた取組の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆移転 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営

プラン35	公民連携手法によるグリーンホール建替えの推進	担当課	文化生涯学習課, 企画経営課	
内容	施設及び設備の経年劣化を踏まえたグリーンホールの建替えについて、公民連携手法を活用した整備手法を多角的に検討するとともに、市民・利用団体等との意見聴取を踏まえた検討を進め、調布駅前に向する立地特性を生かしたまちの魅力を高める施設整備に取り組めます。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	<ul style="list-style-type: none"> ◆公民連携事業の推進 ◆ホール機能・規模等の検討 ◆市民・利用団体等との意見聴取を踏まえた取組の検討・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆継続 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆事業者募集・選定 ◆継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続 ◆グリーンホール建替えに向けた協議・調整 ◆継続

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

プラン36	学校施設の建替え及び長寿命化の推進	担当課	教育総務課，企画経営課	
内容	調布市公共施設等総合管理計画における基本方針や平成30年度策定の学校施設整備方針に基づき、PFI手法による学校整備（若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の施設一体型整備）に取り組みます。また、適切な維持保全により施設の長寿命化に取り組むほか、不足教室の発生等、喫緊の課題がある学校について具体的な取組を検討します。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	◆学校整備におけるPFI事業の実施（事業者選定） ◆公共施設マネジメント計画に基づく効率的な学校施設整備の推進	◆学校整備におけるPFI事業の実施（基本設計，実施設計） ◆継続	◆学校整備におけるPFI事業の実施（整備工事） ◆継続	◆継続 ◆継続

プラン37	スポーツ施設の効率的かつ効果的な維持管理・運営	新規	担当課	スポーツ振興課，企画経営課，関係各課
内容	多様化するスポーツ活動に対するニーズや各スポーツ施設を取り巻く課題を踏まえ、施設管理におけるより効率的かつ効果的な維持管理・運営の検討に取り組みます。あわせて、中央自動車道の耐震補強工事等に伴う西調布体育館の代替機能の検討・確保に取り組みます。			
年度別計画	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
	◆効率的かつ効果的なスポーツ施設の維持管理・運営の検討 ◆西調布体育館の代替機能の検討（移転に向けた調整等）	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施） ◆設計	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施） ◆整備工事	◆継続（検討結果を踏まえた取組の実施） ◆継続

調布市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

【位置付け】

インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための調布市の基本的な考え方を示すもの

【計画期間】

平成29年度～令和28年度の30年間

【目的】

質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立

【目標】

公共施設の全体数や床面積，管理運営・改修費の抑制

<公共施設マネジメントにおける基本方針>

基本方針1 最適化に向けた適正な配置と総量の抑制

- （実施方針）①市民サービス提供の在り方の検討 ②集約・複合化，多機能化の検討
③市民サービス機能の再編の検討 ④多目的施設の検討
⑤目標値設定を見据えた適正な施設保有量の検討

基本方針2 適切な維持管理・運営の推進

- （実施方針）①長寿命化によるライフサイクルコストの縮減
②計画的で適切な維持管理の推進 ③財政負担の縮減，平準化
④利用者負担の適正化の検討 ⑤施設管理の一元化の検討
⑥アウトソーシングの活用 ⑦公共施設の安定的な運営
⑧防災機能の強化 ⑨その他（建設コストの縮減，環境負荷の低減等）

基本方針3 民間活力等の活用

- （実施方針）①PPP（官民連携），PFIの推進 ②他の行政主体等との連携
③公有財産の有効活用の推進

[公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等]

- ①組織・人員体制の整備や専門的人材の確保・育成の検討
②情報の一元的管理・情報共有
③市民との連携

<インフラマネジメントにおける基本方針>

基本方針1 計画的で適切な維持管理の推進

基本方針2 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

基本方針3 民間活力等の活用

参考 財政効果を見込む主な取組

今後も社会保障関係経費をはじめとする歳出の増加傾向が見込まれる一方で、個人所得や法人収益の動向は不透明であり、市税収入や景気連動の各種交付金の複数年次に渡る影響や、ふるさと納税制度による市税の減収影響が懸念されるなど、歳入の大幅な伸びは期待できないことが見込まれます。

そのため、行政改革の取組を推進し市政経営の効率化と創意工夫に基づく経費縮減を図ることと併せて、あらゆる角度からの財源確保に継続的に取り組むことが求められます。

行革プラン2023のうち、以下の取組については、費用対効果を踏まえたコスト縮減と財源確保を見込んでいますが、このほかにも、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化のほか、民間活力の活用などを通して、行政運営の一層の簡素化・効率化を進めるとともに、財政規律ガイドラインに基づく取組や市税等の確実な収納、ファシリティマネジメントの推進などを通して、財政の健全性の維持・向上に努めながら、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことを目指します。

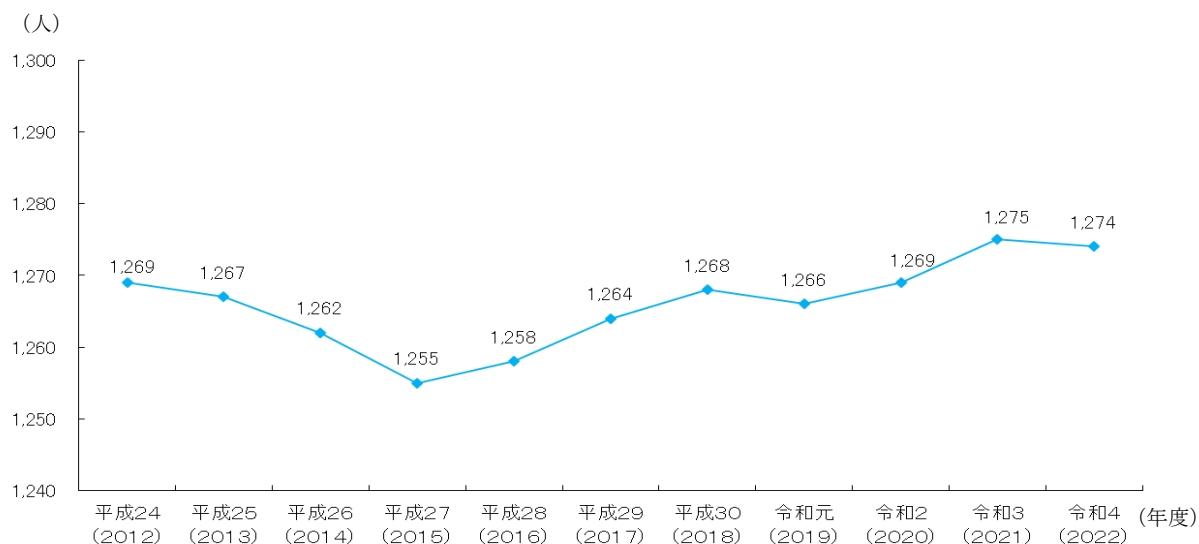
財政効果が見込まれる主な取組

取組 (カッコ内は関連するプラン)	財政効果の見込額 (4年間)	備考
民間活力の活用 (プラン13関連) (プラン14関連)	2億9,090万円	公立保育園及び児童館における民間活力の活用による効果
事務事業等の見直し、改善 (プラン26関連)	2億1,830万円	歳入・歳出両面からの事務事業等の見直し、改善に取り組むことによる効果
寄附の促進及び広告料収入等の確保 (プラン27関連)	1億4,500万円	クラウドファンディング及び返礼付きふるさと納税、広告料収入等による財源確保の効果
市有財産の有効活用・最適化 (プラン30関連)	9億4,800万円	普通財産の貸付けや売払いによる収入及び、庁用車保有台数の適正化による効果
合計	16億220万円	

第3章 行革プラン2023の関連資料

1 多様な人材の活用

常勤職員定数の推移（各年度4月1日現在）



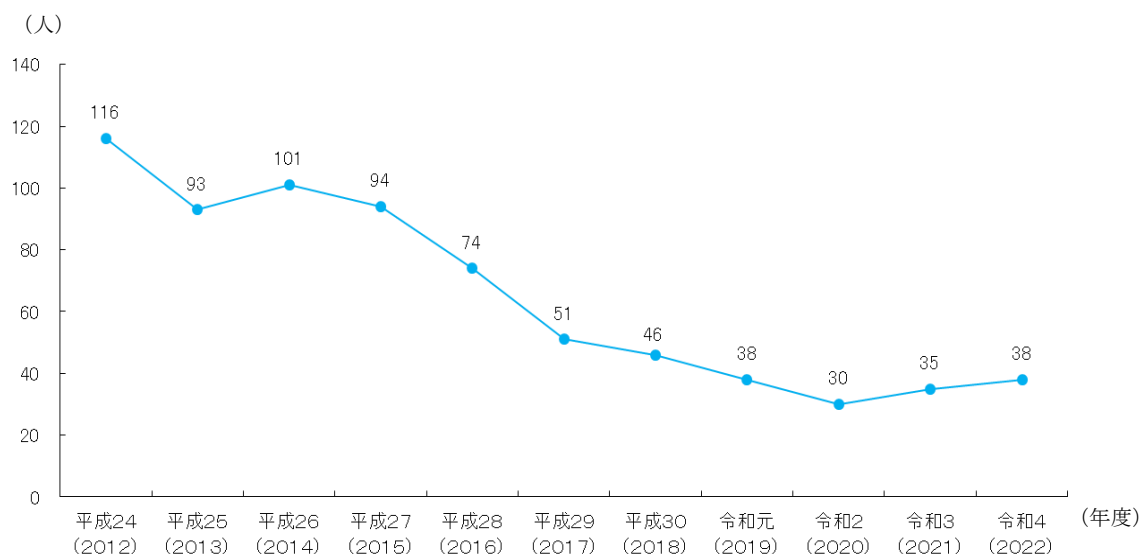
・再任用フルタイム勤務職員は常勤職員定数に含まれます。

出典：「行政経営部企画経営課資料」よりデータ引用

○常勤職員定数抑制の主な取組

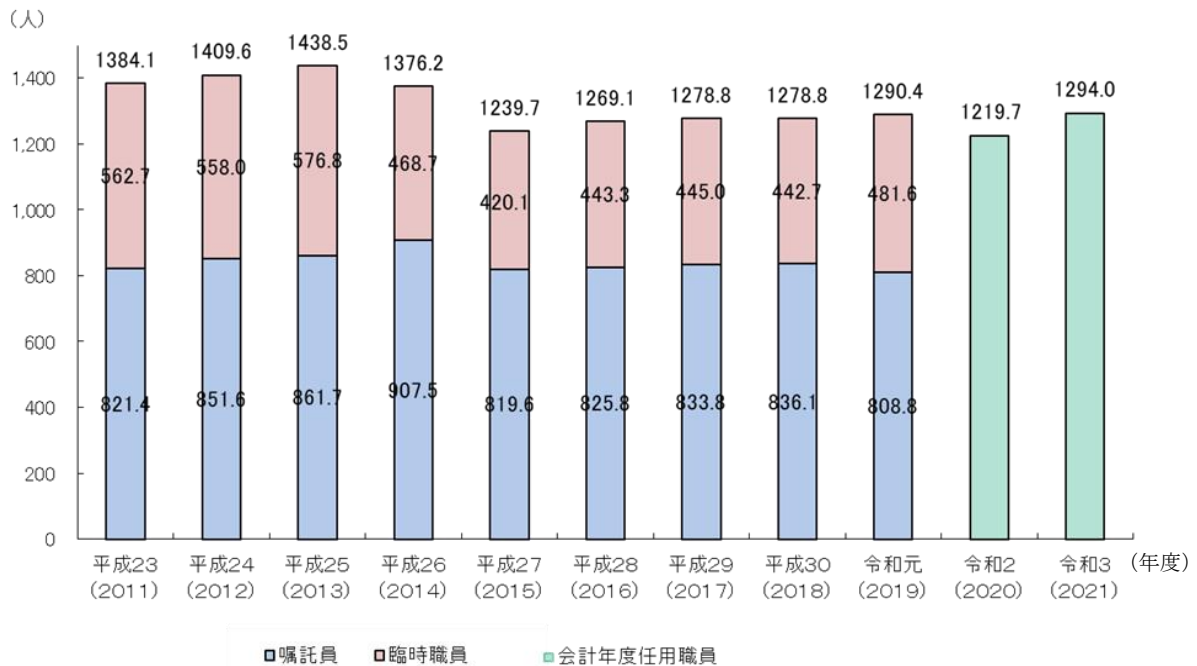
- ・平成24（2012）年4月 仙川保育園運営業務における民間活力の活用
- ・平成26（2014）年4月 武者小路実篤記念館への指定管理者制度の導入
- ・平成27（2015）年4月 学童クラブ・ユーフオーの一体的運営及び民間活力の活用
- ・平成31（2019）年4月 せんがわ劇場への指定管理者制度の導入
- ・令和3（2021）年4月 深大寺児童館運営業務における民間活力の活用

再任用短時間勤務職員数の推移（各年度4月1日現在）



出典：「総務部人事課資料」よりデータ引用

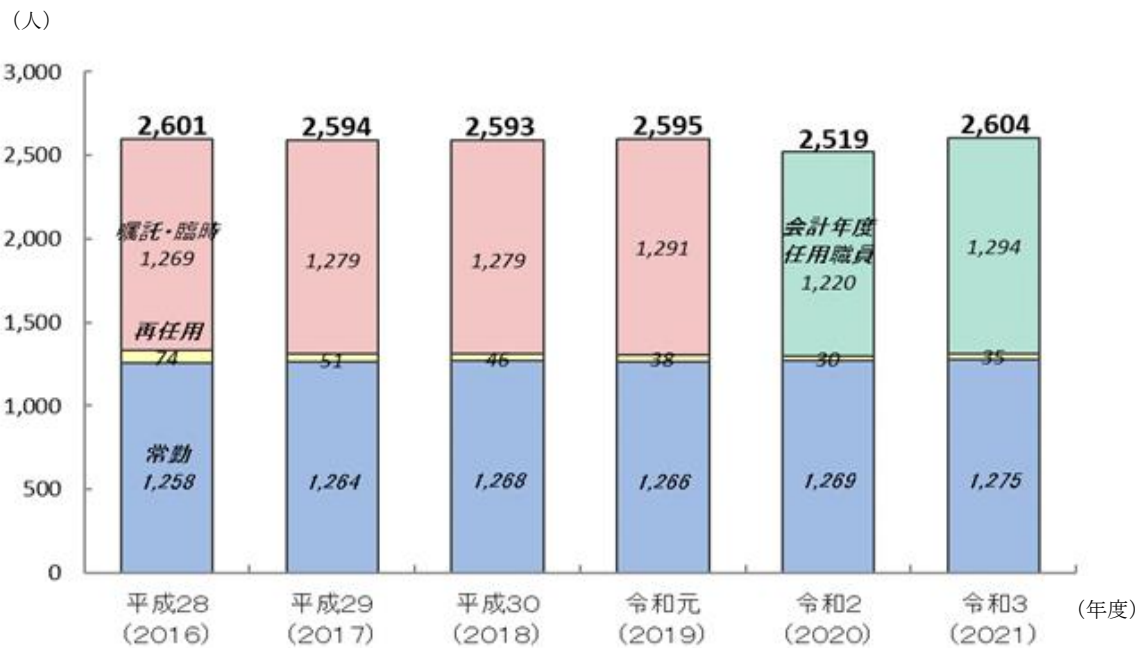
嘱託員・臨時職員・会計年度任用職員数の推移



- ・ 地方公務員法等の改正により、令和2（2020）年度から嘱託員・臨時職員の大半が会計年度任用職員へ移行しました。
- ・ 人数は、1箇月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載しています。
- ・ 国勢調査（平成27（2015）年度・令和2（2020）年度）に従事する職員は除いています。

出典：「調布市事務報告書」よりデータ引用

常勤職員、再任用短時間勤務職員、嘱託員・臨時職員、会計年度任用職員数合計の推移

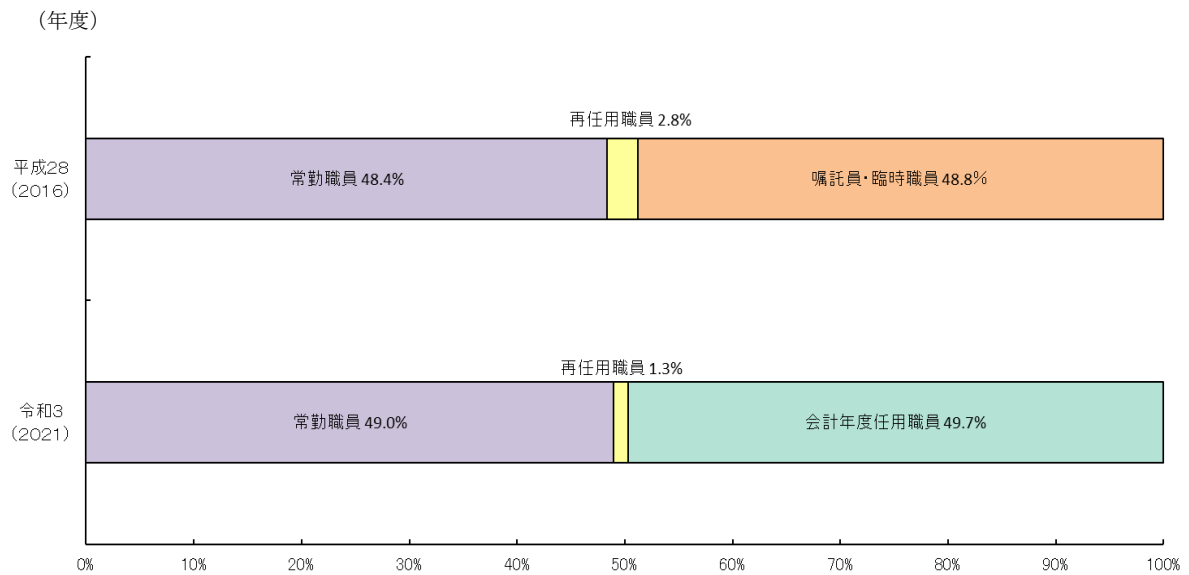


- ・ 常勤職員数及び再任用短時間勤務職員数は、各年度の4月1日現在の人数です。
- ・ 再任用フルタイム勤務職員は、常勤職員に含まれています。
- ・ 嘱託員・臨時職員、会計年度任用職員は、1箇月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載しています。
- ・ 嘱託員・臨時職員、会計年度任用職員数は、合計した後に、小数点以下第一位を四捨五入しています。
- ・ 地方公務員法等の改正により、令和2（2020）年度から嘱託員・臨時職員の大半が会計年度任用職員へ移行しました。

出典：「行政経営部企画経営課資料及び総務部人事課資料」よりデータ引用

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

常勤職員、再任用短時間勤務職員、嘱託員・臨時職員、会計年度任用職員数の割合



- ・再任用フルタイム勤務職員は、常勤職員に含まれています。
 - ・地方公務員法等の改正により、令和2（2020）年度から嘱託員・臨時職員の大半が会計年度任用職員へ移行しました。
- 出典：「行政経営部企画経営課資料及び総務部人事課資料」よりデータ引用

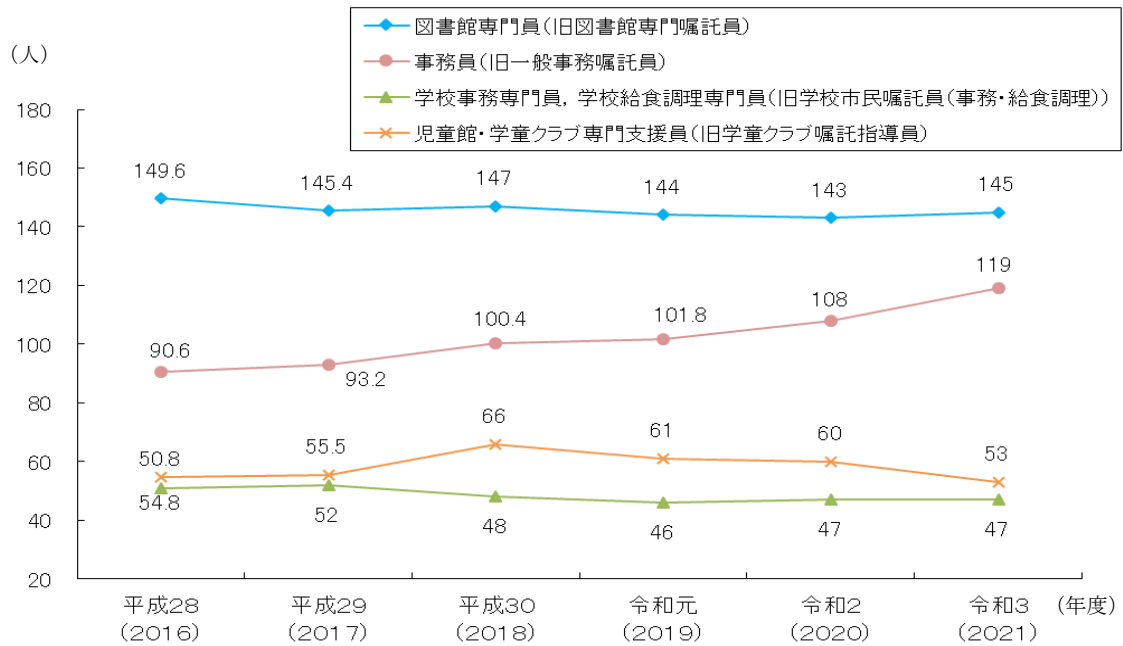
常勤職員1人当たりの人口（26市比較）

順位	自治体名	職員1人 当たり人口	順位	自治体名	職員1人 当たり人口	順位	自治体名	職員1人 当たり人口
1	稲城市	214.1	10	狛江市	187.5	19	多摩市	176.1
2	小平市	203.7	11	町田市	187.2	20	立川市	174.13
3	西東京市	202.6	12	青梅市	185.6	21	あきる野市	172.1
4	東久留米市	198.7	13	小金井市	184.8	22	清瀬市	160.7
5	府中市	198.2	14	武蔵村山市	184.2	23	国立市	155.9
6	八王子市	195.7	15	東大和市	183.9	24	武蔵野市	154.8
7	国分寺市	193.4	16	調布市	183.4	25	福生市	148.1
8	東村山市	191.9	17	昭島市	177.7	26	羽村市	144.4
9	三鷹市	190.5	18	日野市	176.1			

(単位:人)

出典：「東京都市町村概要 令和3（2021）年度（東京都総務局行政部市町村課）」よりデータ引用

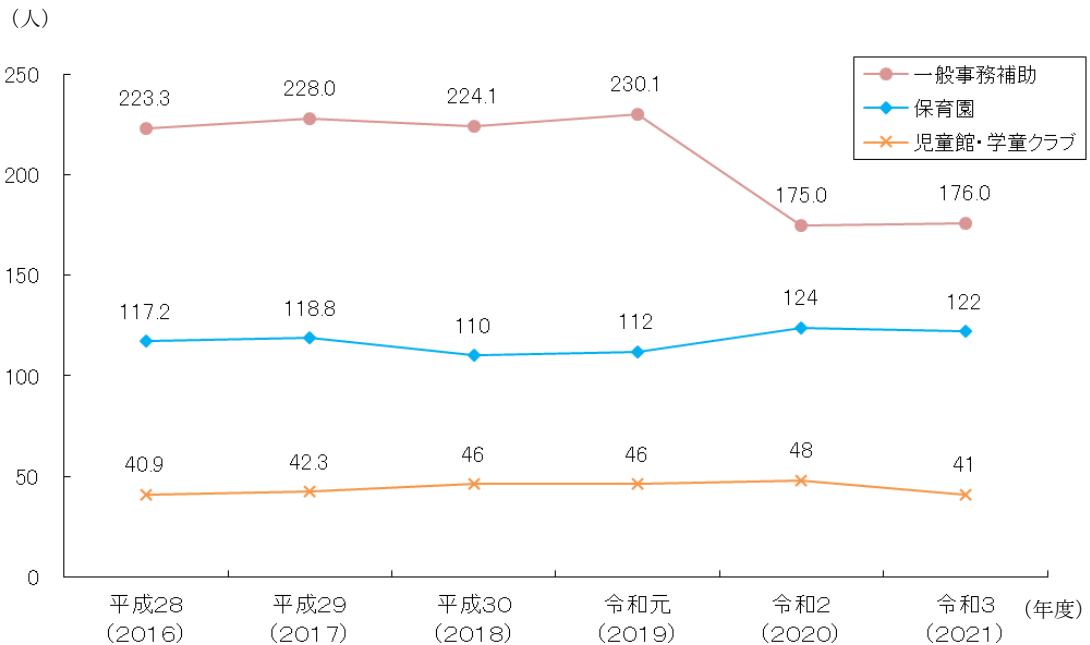
主な会計年度任用職員（旧嘱託員）の推移



- ・ 人数は、1箇月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載しています。
- ・ 地方公務員法等の改正により、令和2（2020）年度から嘱託員の大半が会計年度任用職員へ移行しました。

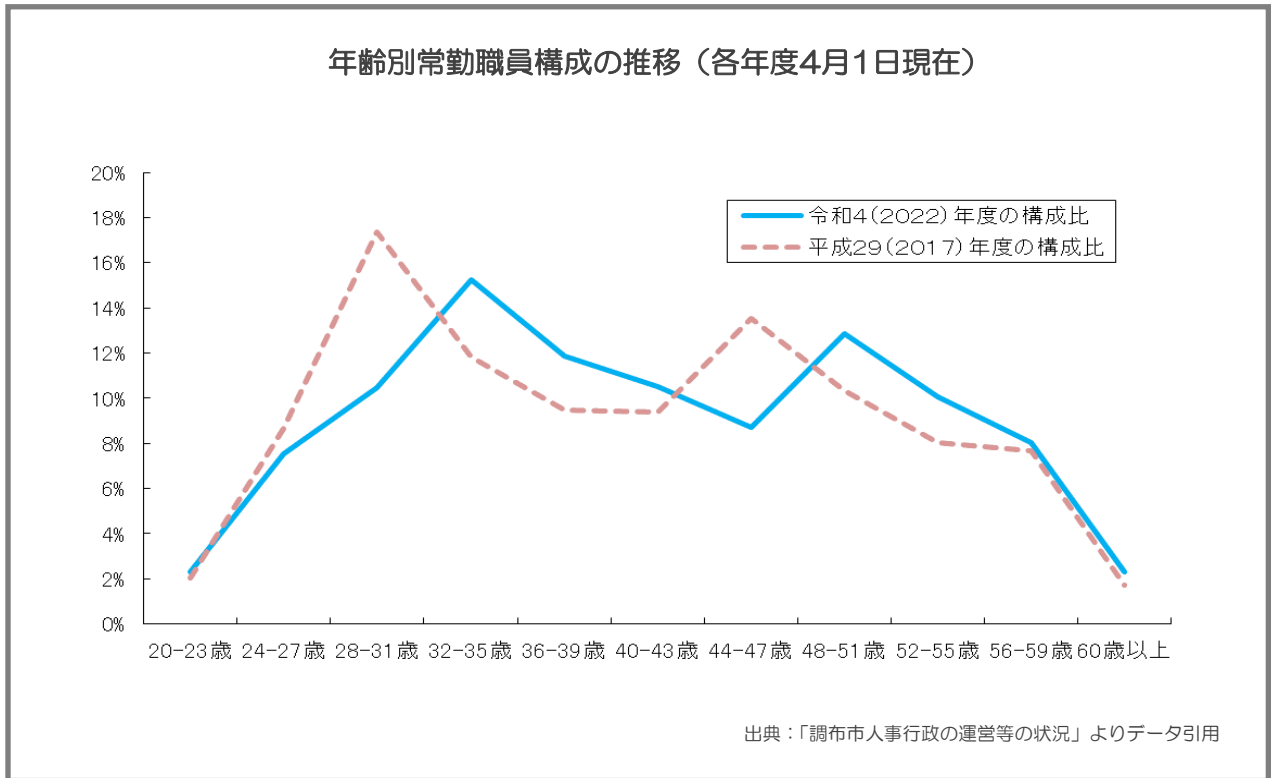
出典：「調布市事務報告書」等よりデータ引用

主な会計年度任用職員（旧臨時職員）の推移

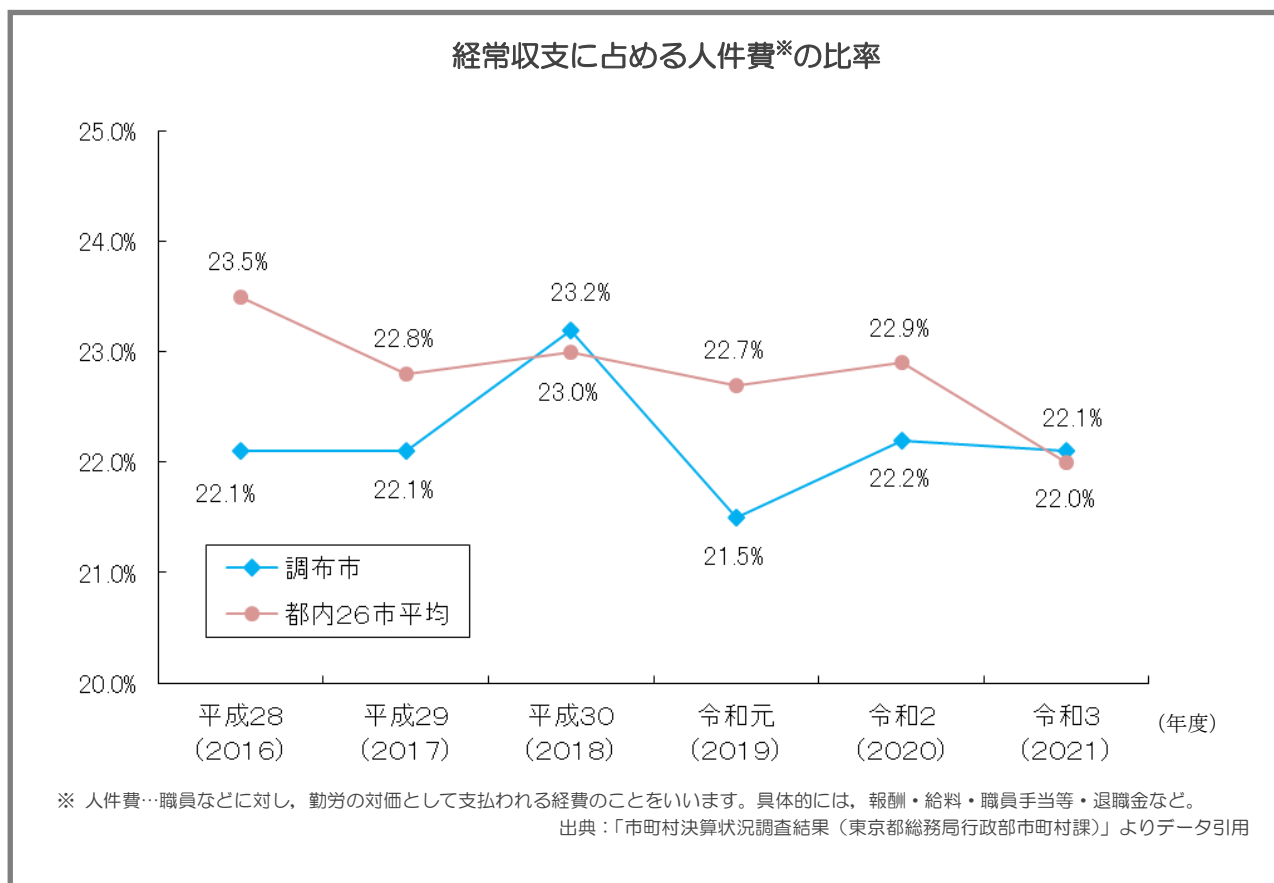
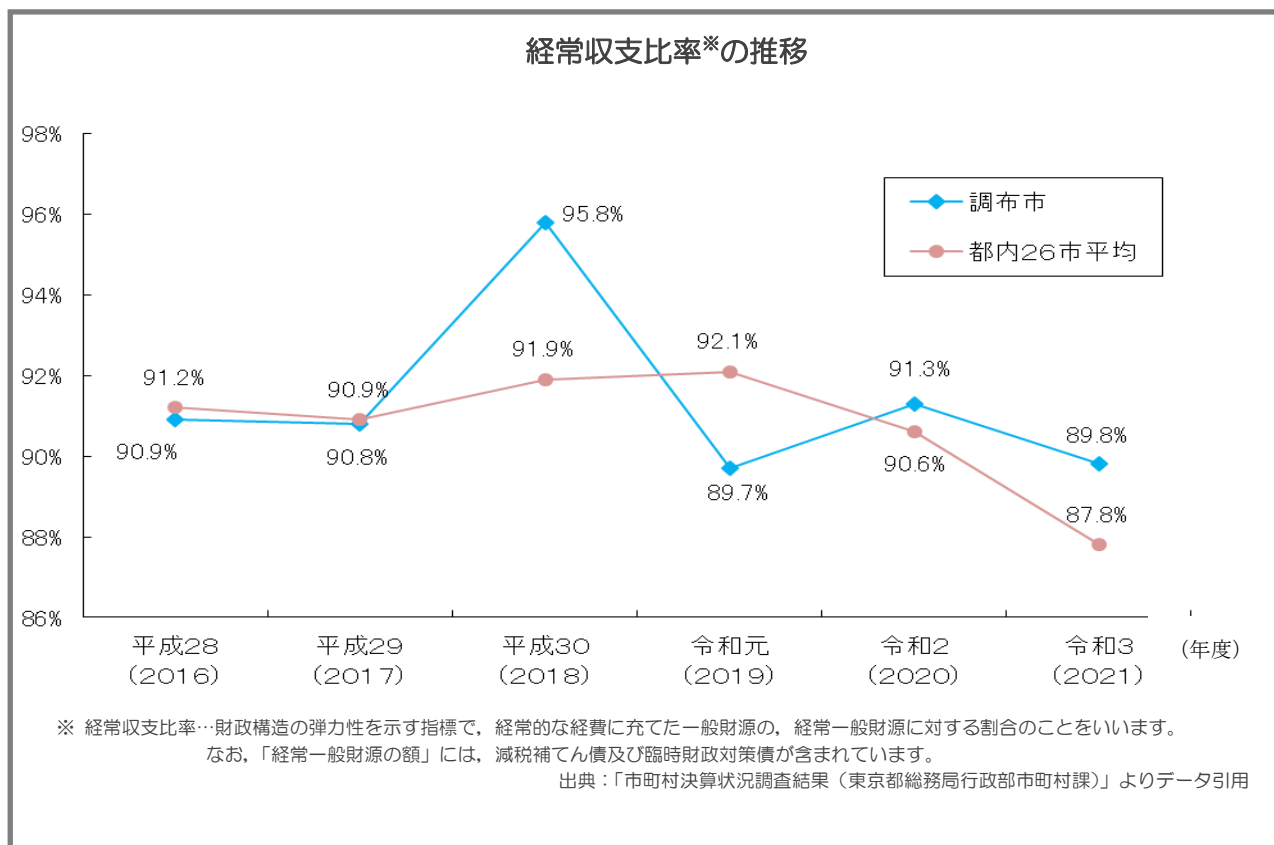


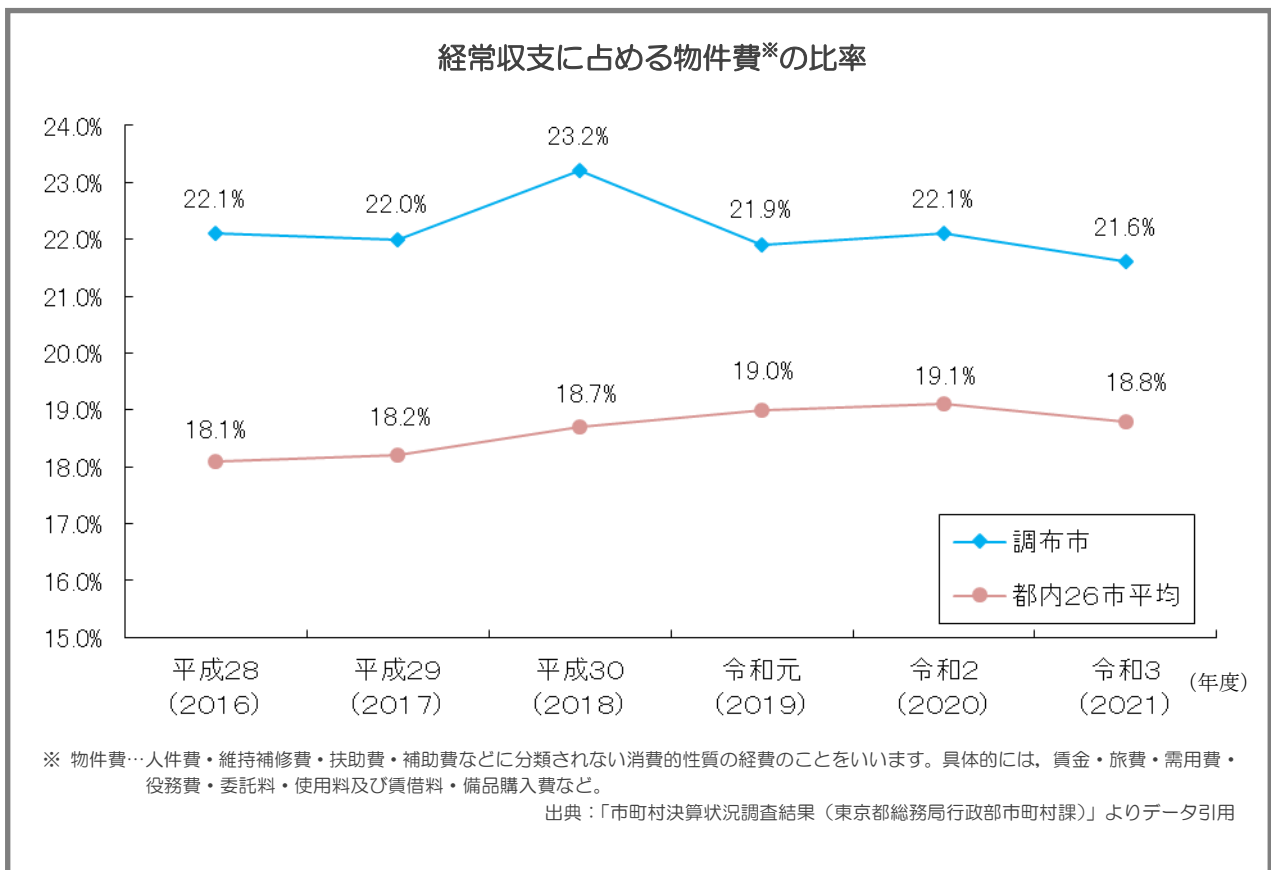
- ・ 人数は、1箇月当たり1人の雇用につき12分の1として算出した年間の雇用人数を記載しています。
- ・ 地方公務員法等の改正により、令和2（2020）年度から臨時職員の大半が会計年度任用職員へ移行しました。

出典：「調布市事務報告書」等よりデータ引用



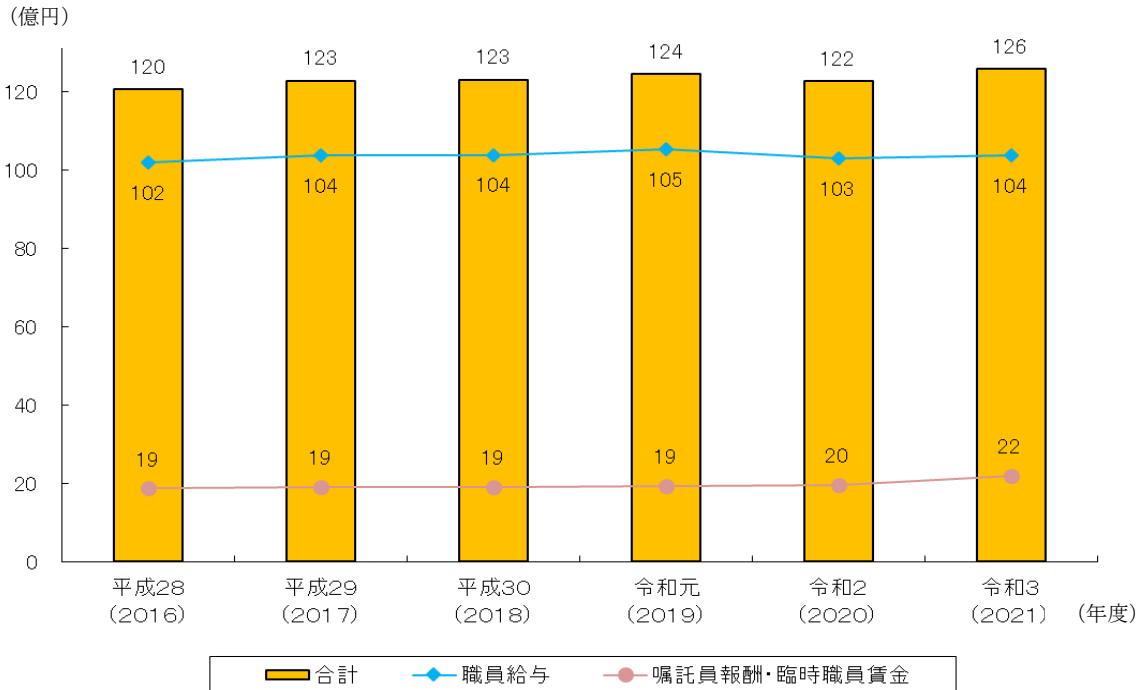
2 歳入・歳出





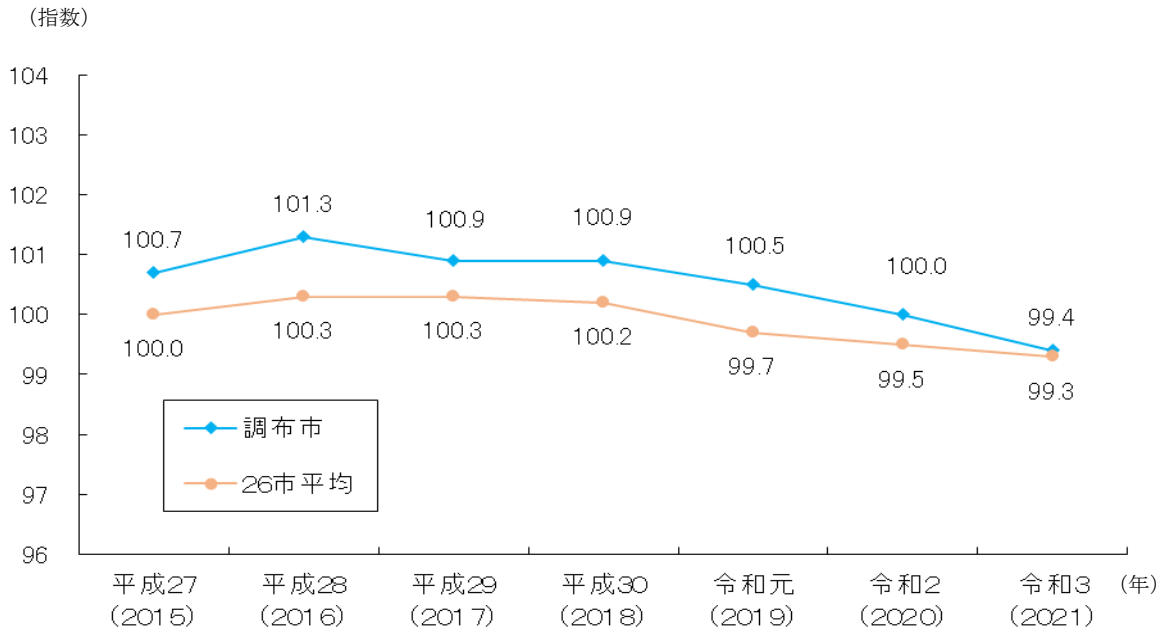
3 給与構造改革

職員給与・会計年度任用職員報酬（旧嘱託員報酬・臨時職員賃金）の推移



・ 職員給与については、退職手当、児童手当を除いています。
 ・ 会計年度任用職員報酬については、国勢調査（令和2（2020）年度）に従事する職員を除いています。
 ・ 端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。
 ・ 地方公務員法等の改正により、令和2（2020）年度から嘱託員・臨時職員の大半が会計年度任用職員へ移行しました。
 出典：「総務部人事課資料」よりデータ引用

ラスパイレス指数※の推移（各年4月1日現在）



※ ラスパイレス指数…学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数です。
 出典：「地方公務員給与実態調査結果（総務省）」よりデータ引用